

(仮称)姫路市立城陽義務教育学校整備基本計画

令和 8 年 3 月改定

姫路市教育委員会

第1章 基本方針

- 1.事業概要及び基本計画の位置づけ . . . 3
- 2.児童・生徒数の推移 . . . 3
- 3.施設整備基本方針 . . . 4

第2章 固有条件の整理

- 1.敷地条件
 - ・敷地概要 . . . 5
 - ・付近見取図 . . . 5
- 2.現況整理
 - ・現況施設概要 . . . 6
 - ・現況配置図 . . . 8
 - ・外部廻り現況写真 . . . 9
 - ・現況平面図 . . . 11

第3章 設計と条件の整理

- 1.施設整備実施方針 . . . 12
 - ・施設の基本構成イメージ . . . 13
- 2.要求諸室等一覧表 . . . 14
- 3.施設整備における既存建物活用方針 . . . 23
- 4.既存中校舎及び北校舎改修方針 . . . 24

第4章 施設配置計画案の比較

- 1.配置計画及び総合比較表 . . . 28
- 2.平面計画 . . . 29

第5章 基本計画図書

- ・配置イメージ兼1階平面イメージ . . . 31
- ・2階平面イメージ、3階平面イメージ . . . 32
- ・4階平面イメージ、R階平面イメージ、面積表 . . . 33
- ・立面イメージ、断面イメージ . . . 34
- ・日影図 . . . 35
- ・工事仮設計画（教室配置ローリング含む）、工事期間検討 . . . 36

第6章 構造計画

- 1.基本方針 . . . 38
- 2.建物概要 . . . 38
- 3.既存校舎の補強計画 . . . 38

第7章 設備計画

- 1.基本方針 . . . 39
- 2.電気設備計画 . . . 39
- 3.機械設備計画 . . . 40
- 4.昇降機設備 . . . 40
- 5.既存北校舎及び中校舎の電気設備・機械設備計画 . . . 41

第8章 透視図及びスタディ模型

1.透視図

・鳥瞰イメージ . . . 42

・内観イメージ . . . 42

2.スタディ模型 . . . 43

第9章 基本設計への整理

1.法規 . . . 45

第1章 基本方針

1.事業概要及び基本計画の位置づけ

本市では、中学校ブロックごとに特色ある教育課程（ブランドカリキュラム）を定め、全市的に小中一貫教育を進めている。小中一貫教育の拠点校として、これまで白鷺・四郷・豊富校区で、義務教育学校を設置し、取り組みを進めてきたが、新たに南エリアの城陽校区に施設一体型の義務教育学校を設置することで、より一層、9年間のつながりを大切にしたい異学年交流による学びや教員の連携による一貫した指導等を通じて、本市ならではの特色ある取り組みを進めていく。

一方、姫路市立城陽小学校は現在19学級であるが、阿保土地区画整理事業の進展等により、今後、教室数の不足が予想される。また、城陽校区を含む姫路市立山陽中学校も生徒数の増加が想定される。

以上の観点から、城陽小学校区を通学エリアとする義務教育学校を（仮）令和15年4月開校することを予定している。

この基本計画は、義務教育学校建設に向けて、学校の規模や求められる機能など、学校建設に関する基本的な考え方や方針を整理し、今後の設計に反映するため策定するものである。

2.児童・生徒数の推移

城陽小学校における、R7年度現在および今後の児童数の推移（見込み）は、以下のとおりR13年度までにかけて横ばい若しくは微増の傾向である。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度
全児童数	632 人	625 人	594 人	593 人	603 人	636 人	660 人
各学年 学級数	3~4	3~4	3~4	3~4	3~4	3~4	4
総学級数	19	20	20	21	22	23	24

また、山陽中学校における、R7年度現在および今後の生徒数の推移（見込み）は、以下のとおりR13年度までにかけて横ばい若しくは微増の傾向である。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度
全児童数	1023 人	1123 人	1175 人	1230 人	1142 人	1076 人	1057 人
各学年 学級数	9	9~11	9~12	11~12	11~12	10~11	10~11
総学級数	27	29	32	34	34	32	32

3.施設整備基本方針

(1) 安全・安心で、快適な学校生活環境づくり

- ・児童・生徒または職員が長時間過ごす生活の場として、温かみのある居心地の良い空間とする。
- ・日照や通風などの自然環境を活かし、健康で快適な室内空間を実現する。
- ・児童・生徒の心身の健康を確保するため、保健室やカウンセリングルーム等を立ち寄りやすい場所に配置し、安心して利用しやすい環境をつくる。
- ・すべての児童・生徒が生活しやすいよう、ユニバーサルデザインに配慮し、スロープや手すりの設置、段差の解消、多目的トイレの設置など、バリアフリー施設を整備する。
- ・校内を見渡しやすい場所に職員室を配置するなど、セキュリティを確保し、外部からの侵入者に対して適切に対応できる施設とする。
- ・グラウンドや屋外施設については、児童・生徒等の活動状況を踏まえ、安全性と利便性を備えたものとする。
- ・災害に強く、児童・生徒等の命を守る安全、安心な施設とする。
- ・部活動の内容等を踏まえ、必要な施設機能を整備する。

(2) 多様な学習に対応できる学校づくり

- ・学習段階に応じて児童・生徒が集中して学習に取り組むことができる施設配置とし、少人数学習や教科横断的な学び等多様な学びの形態に対応できる施設とする。
- ・児童・生徒数の増加等の環境の変化に応じた施設配置が可能な計画とする。

(3) さまざまな交流を生み出す施設

- ・児童・生徒のリーダーシップや自己肯定感、コミュニケーション力などを育むことを目的として、前期・後期課程の交流等に配慮した施設とする。
- ・児童・生徒と職員が交流しやすい環境づくりを進める。
- ・地域ぐるみで子どもたちの成長を見守り、多世代交流等を進めやすい環境をめざす。

(4) 地域に根ざした学校づくり

- ・学校と地域が一体となって児童・生徒を育む環境づくりが進められるよう、親しみやすい施設づくりを進める。
- ・放課後児童クラブや、スポーツクラブ21等の地域の関係団体の活動を考慮した施設内容とする。

(5) 防災に配慮した学校づくり

- ・児童・生徒や教職員、また地域住民の命を守る施設として、耐震性など防災機能を確保する。
- ・避難所としての利用等を想定し、地域の人も利用しやすく、避難しやすい施設とする。また、地域住民が数日生活するための防災倉庫の整備を進める。

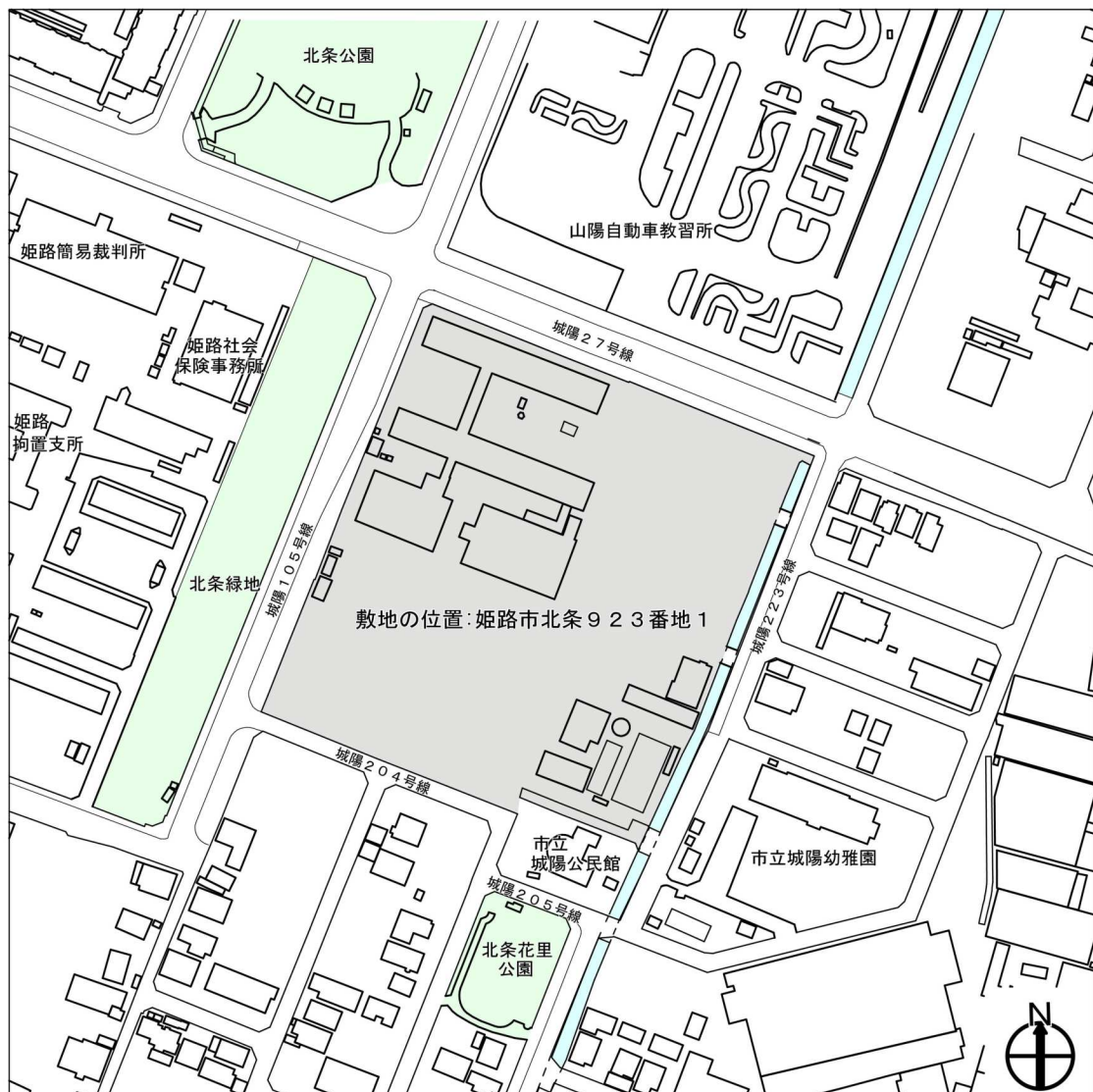
第2章 固有条件の整理

1.敷地条件

【敷地概要】

- ・敷地の位置：姫路市北条923番地1
- ・敷地面積：約20,000㎡
- ・用途地域：第一種住居地域
- ・建蔽率：60%
- ・容積率：200%
- ・日影規制：4時間、2.5時間規制 測定面の高さ4m
- ・防火地域：建築基準法第22条指定区域
- ・地区計画：-
- ・その他：中播都市計画事業阿保土地区画整理事業区域内

【付近見取図】



付近見取図 S=1/2,500

2.現況整理

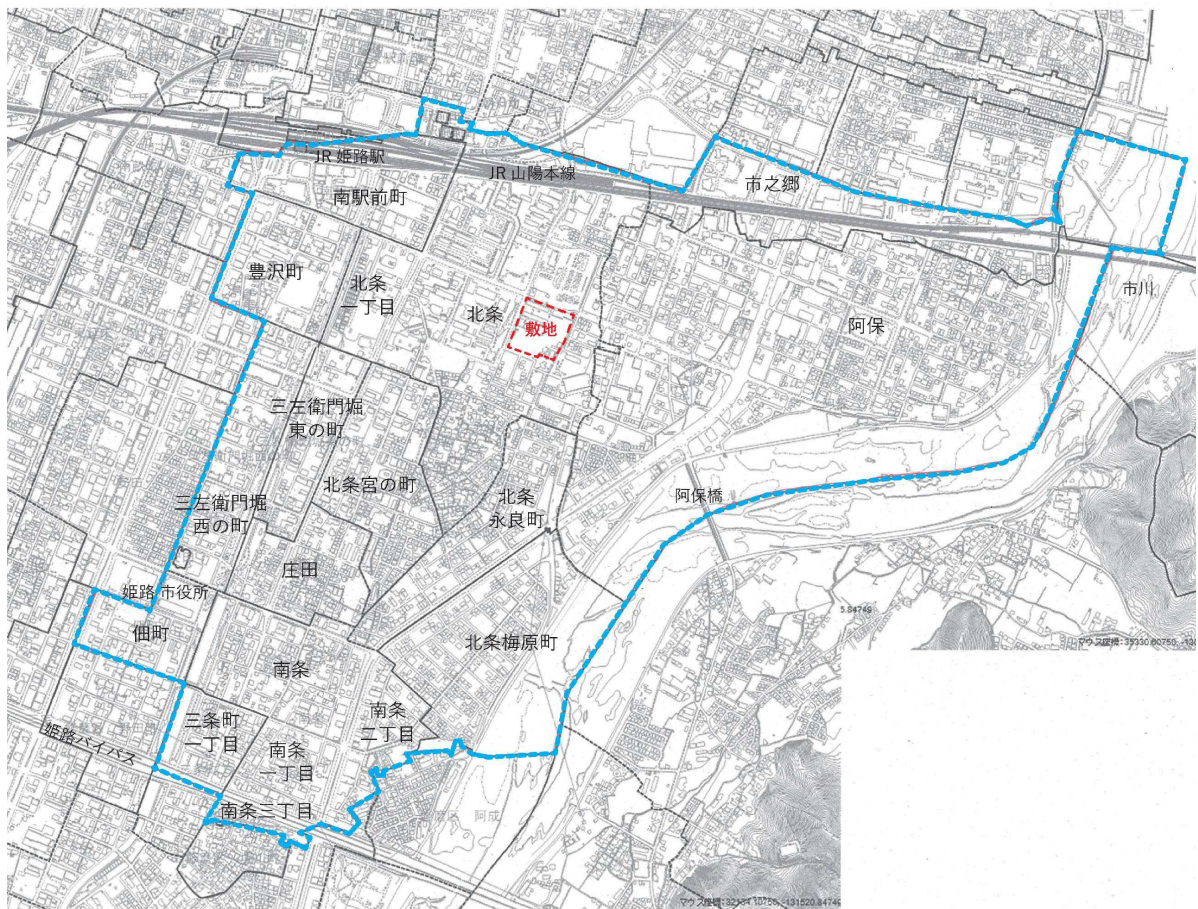
【現況施設概要】

①校区の概要

- ・校地は、城陽小学校区のほぼ中央に位置している。

[城陽小学校区]

北条、北条一丁目、北条宮の町、三左衛門堀東の町、三左衛門堀西の町、北条永良町、北条梅原町、阿保、市之郷、庄田、南条、南条一丁目、南条二丁目、南条三丁目、南駅前町、豊沢町、三条町一丁目、佃町

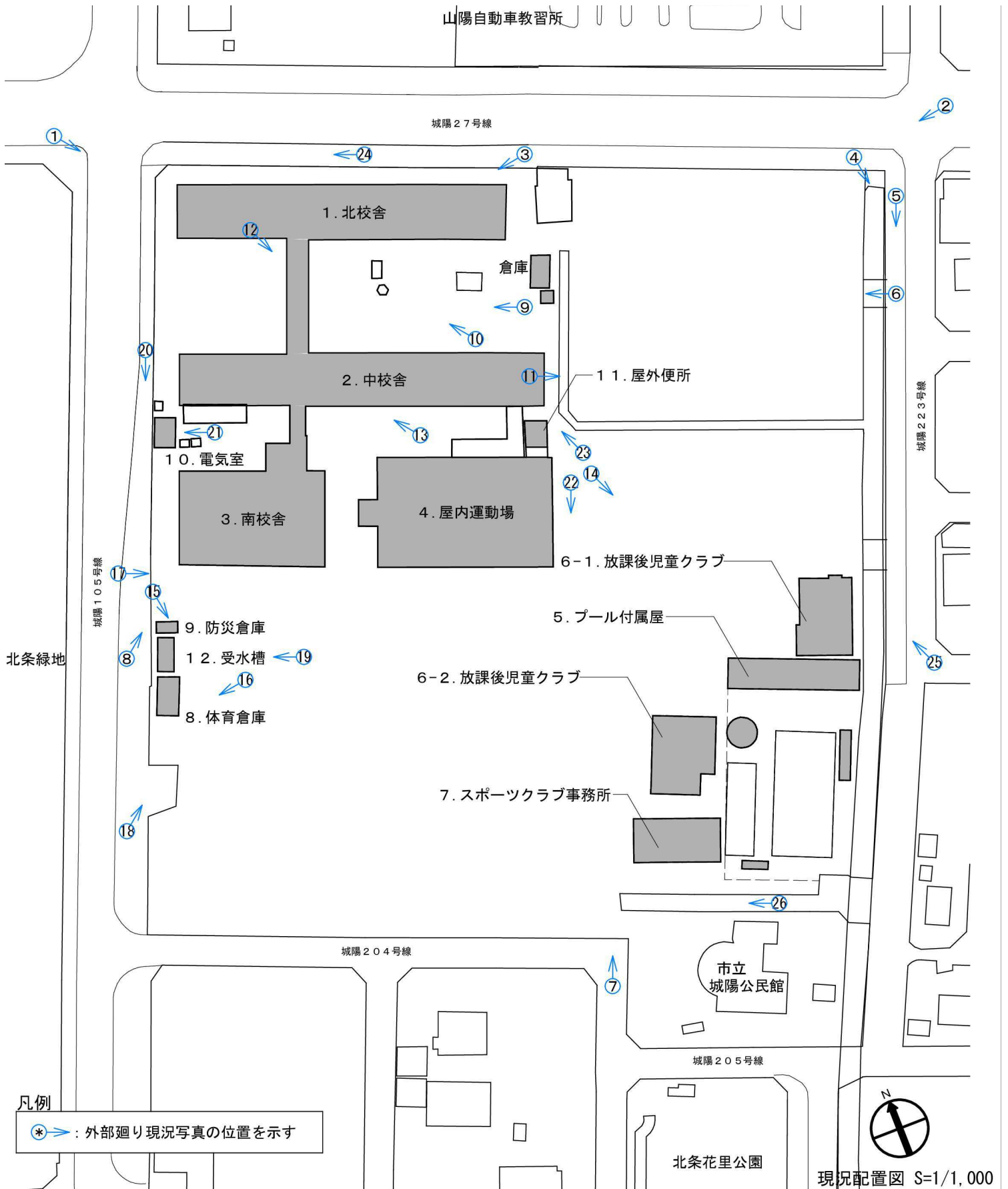


通学区域（水色枠線範囲内）

②現況建物の概要

建物	棟 番号	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年	経過 年数	備考
北校舎	1	RC造	3階建	1,975	S39	60	
中校舎	2	RC造	3階建	2,309	S48	51	
南校舎	3	RC造	3階建	1,436	S42	57	
屋内運動場	4	RC造	2階建	795	S60	39	
プール付属棟	5	RC造	平屋	224	H16	20	
放課後児童クラブ	6-1	S造	平屋	312	H19	17	
放課後児童クラブ	6-2	S造	平屋	(合計)	H28	8	
スポーツクラブ事務所	7	S造	2階建	209	S57	42	
体育倉庫	8	RC造	平屋	29	H16	20	
防災倉庫	9	S造	平屋	9	H9	27	
電気室	10	CB造	平屋	24	S46	53	
屋外便所	11	S造	平屋	28	S58	40	
受水槽	12	-	平屋	-	H16	20	

【現況配置図】



【外部廻り現況写真】



①北西交差点より



②北東交差点より



③北校舎北側



④敷地東側水路



⑤敷地東側道路



⑥東側道路より敷地を望む



⑦南門より



⑧西側道路より南校舎を望む



⑨中庭



⑩中庭



⑪敷地東側駐車場



⑫渡り廊下



⑬中校舎南面



⑭左から放課後児童クラブ、
プール付属棟、第2放課後児童ク
ラブ、スポーツ事務所



⑮地域の防災倉庫



⑯体育倉庫



⑰正門



⑱保存樹



⑲受水槽（平成15年設置）



⑳引込柱
西側より敷地に強電引込



㉑電気室



㉒敷地内電柱
既存図面よりプール付属棟への
電源供給用と推定



㉓敷地内電柱
㉒同様



㉔弱電引込
敷地北側よりCATVを引込

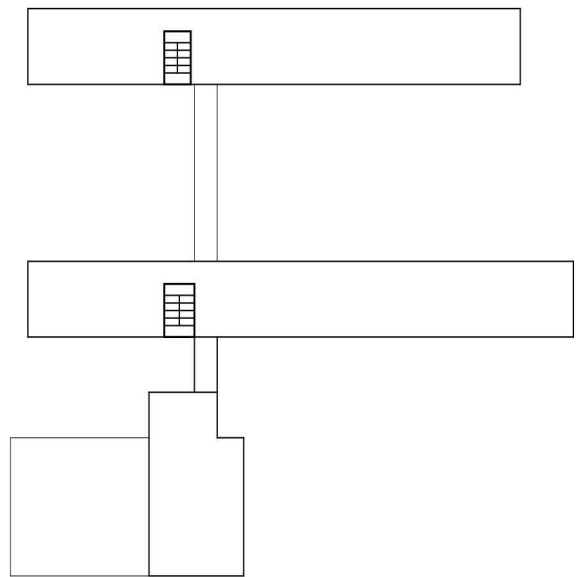
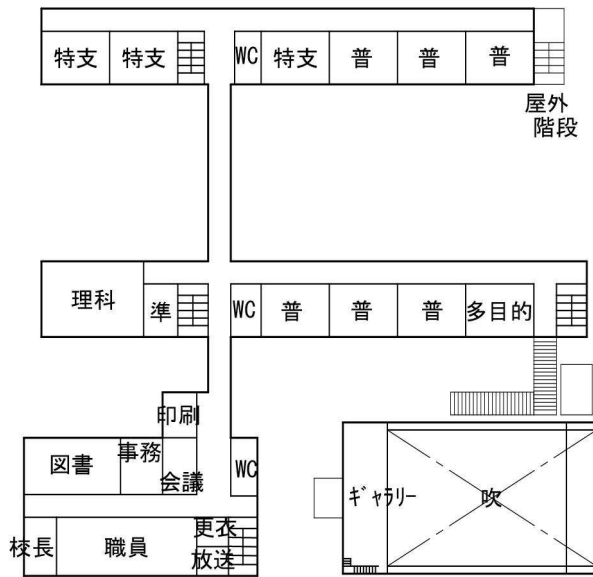


㉕放課後児童クラブ強電引込
東側電柱より引込



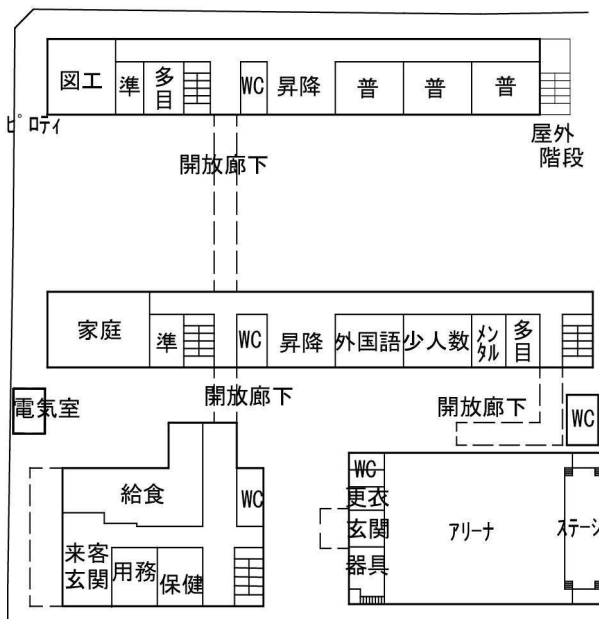
㉖スポーツクラブ事務所強電引込
敷地内電柱より引込

【現況平面図】

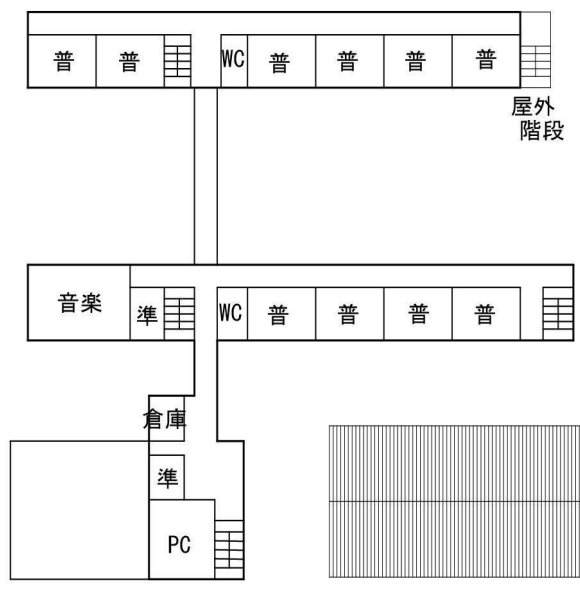


2階平面図

屋上階平面図



1階平面図



3階平面図



現況平面図 S=1/1,000

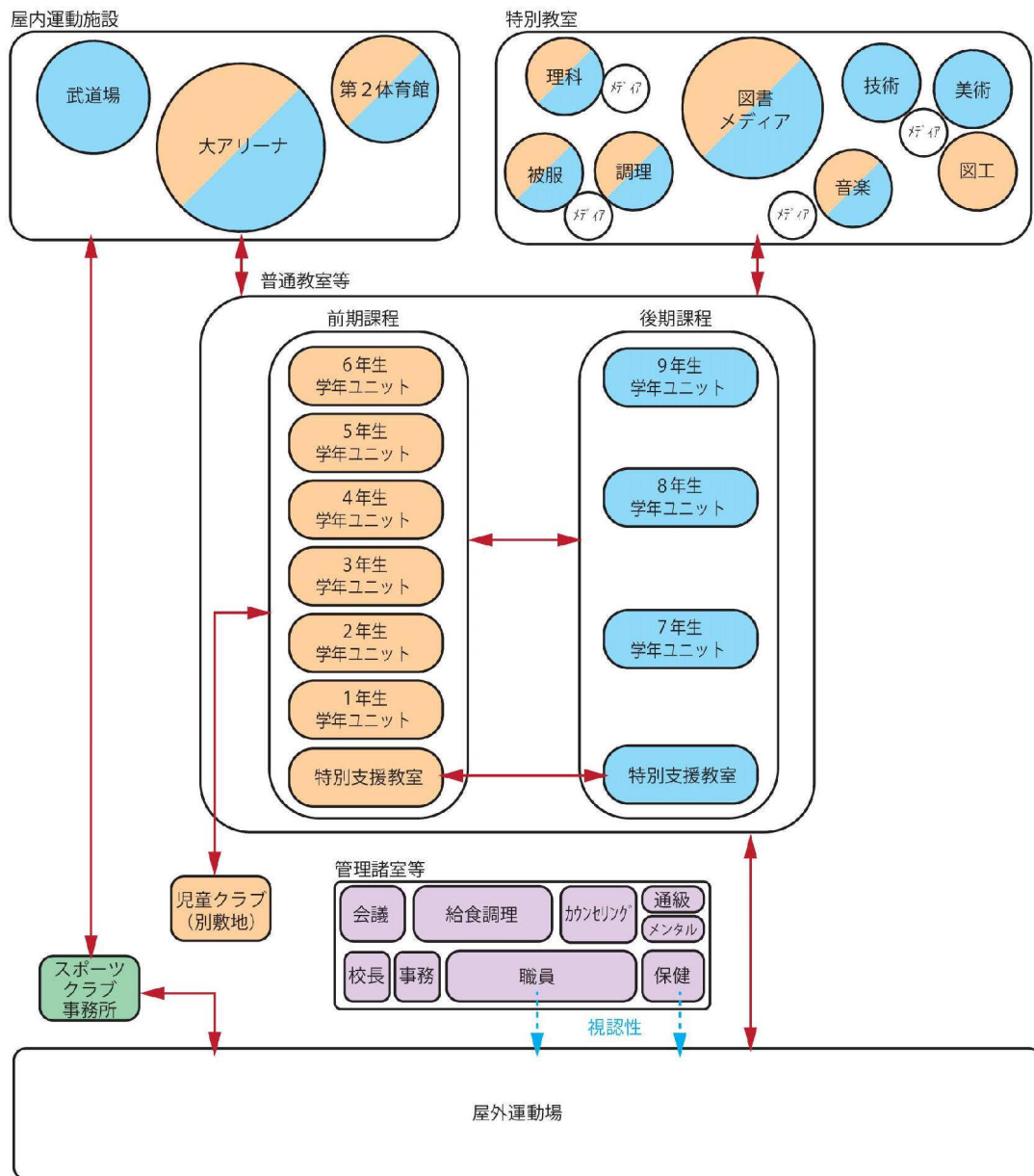
第3章 設計と条件の整理

1. 施設整備実施方針

(1) 施設配置計画

- ・限られた敷地範囲であること、既存中校舎と北校舎は改修して引き続き活用するという条件の中で、屋外体育施設（グラウンド）を含めて全体で合理的な施設配置計画とする。
- ・特別教室や屋内体育施設は、前期課程の児童および後期課程の生徒が共通して利用するため、同種の特別教室は隣接または一体で整備を行い、管理特別教室棟として今回の義務教育学校の中心となるよう計画する。
- ・各室は日照や通風その他の教室環境を十分に確保できる配置計画とする。
- ・各室は、児童・生徒が安全かつ利用しやすい動線を確保できるよう配置する。また、各施設および室はそれぞれ機能を十分に発揮し、互いに連携しやすい配置計画とする。
- ・児童および生徒や教職員、それ以外の来訪者の動線や、自転車および自動車の動線等を安全性や機能性の観点から明確に分離する。
- ・防犯及び事故防止等の観点から、死角が生じないよう各施設および室を配置する。
- ・学校施設を地域住民等に開放する際には、非開放部分に部外者が立ち入らないよう、施設面での措置を講じる。
- ・周辺住宅等に対する日影や音等における相互の影響、周辺の景観との調和、プライバシーに配慮した計画とする。
- ・子どもの成長段階における体力差や移動距離に配慮した平面計画とする。
- ・学年単位での活動に配慮し、同一学年の普通教室を可能な限り同一階にまとめて計画する。
- ・将来の児童・生徒数増加への対応、少人数学習や総合的な学習等多様な学びに対応した学習環境を構成できるように、多目的室を各学年ユニットに計画する。
- ・学習環境の変化に伴い、必要に応じて室を再構成または分割で使用するこのできる、可変性に富む空間、施設計画とする。

【施設の基本構成イメージ】



2. 要求諸室一覧表

整備する諸室に関する基本的な考え方を次のとおり示す。

室名	配慮事項	面積規模（目安）
普通教室・特別支援教室		
普通教室 （前期課程）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南面採光、黒板の位置は西側を基本とする。 ・ 日照、通風等の良好な環境条件に配慮する。 ・ 学年単位の活動等を考慮し、同一学年の普通教室を同一階・同一区画とするよう配慮する。 ・ 学年の区切りや学年ごとの空間的まとまりを崩すことなく容易に学級数の増減に対応できるよう工夫する。 ・ 避難及び室の管理運用を考慮し、廊下側に2以上の出入口を設ける。 	<p style="text-align: center;">67.5 m² (7.5m×9m) 24 室</p>
普通教室 （後期課程）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南面採光、黒板の位置は西側を基本とする。 ・ 日照、通風等の良好な環境条件に配慮する。 ・ 学年単位の活動等を考慮し、同一学年の教室を同一階、同一区画とするよう配慮する。 ・ 学年の区切りや学年ごとの空間的まとまりを崩すことなく容易に学級数の増減に対応できるよう工夫する。 ・ 避難及び室の管理運用を考慮し、廊下側に2以上の出入口を設ける。 	<p style="text-align: center;">67.5 m² (7.5m×9m) 12 室</p>
特別支援教室 （前期課程） （後期課程）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南面採光、黒板の位置は西側を基本とする。 ・ 学年の区切りや学年ごとの空間的まとまりを崩すことなく容易に学級数の増減に対応できるよう工夫する。 ・ 日照、通風等の良好な環境条件に配慮する。 ・ 前期課程・後期課程の室をできる限り近い区画で配置する。 ・ 車いすの児童・生徒等が利用できるホワイトボード、手洗い等を設ける。 ・ 児童・生徒の特性に応じ、十分な安全を確保するよう工夫する。 ・ 外部からの刺激等による心理的影響を考慮し、落ち着いて学びやすい環境とする。 ・ 普通教室との位置関係、職員室及び保健室との位置関係、トイレ等との位置関係に配慮した配置とする。 ・ 支援が必要な児童・生徒の増加や多様化に対応できるように、十分な空間を確保し、容易に教室を分割することができるよう計画する。 	<p style="text-align: center;">67.5 m² (7.5m×9m) 前期：4 室 後期：2 室</p>

多目的室 (前期課程)	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の普通教室の並びに1室設置する。 用途を限定せず、多様な学習内容・学習形態に柔軟に対応できるように計画する。 総合的な学習活動の場として、学年集会、グループ学習等に対応できる計画とする。 	<p>67.5 m² (7.5m×9m)</p> <p>6室程度</p>
多目的室 (後期課程)	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の普通教室の並びに1室設置する。 用途を限定せず、多様な学習内容・学習形態に柔軟に対応できるように計画する。 総合的な学習活動の場として、学年集会、グループ学習等に対応できる計画とする。 	<p>67.5 m² (7.5m×9m)</p> <p>3室程度</p>
通級教室 (前・後期課程共用)	<ul style="list-style-type: none"> 日照、通風等の良好な環境条件に配慮する。 外部からの刺激等による心理的影響を考慮し、落ち着いて学びやすい環境に配慮する。 	<p>67.5 m² (7.5m×9m)</p> <p>1室</p>
ロッカールーム (後期課程)	<ul style="list-style-type: none"> 後期課程の生徒ロッカーを教室に設けない場合はロッカールームを設ける。 	適宜
教具庫	<ul style="list-style-type: none"> 普通教室に近接させ、各学年ごとに配置する。 状況により児童・生徒のカームダウンスペース等として利用できることが望ましい。 	適宜
特別教室		
理科室・準備室 (前・後期課程共用)	<ul style="list-style-type: none"> 授業内容に応じた実験用機及び必要となる各種設備を適切に配置できる面積、形状とする。 観察、実験等に用いる器具、材料、教材等を収納するための準備室を確保し、薬品を安全に収納し管理することのできる保管庫を設ける。 展示スペースを廊下に面して設け、理科室の前を通る児童・生徒が理科に興味を持てるしつらえとする。 準備室は33.75 m²を基準とし、前期・後期各1室ずつ設ける。 	<p>135 m²程度 (準備室含む)</p> <p>前期課程：1室 後期課程：1室 前後期共用：1室 合計3室</p>
図画工作教室・準備室 (前期課程)	<ul style="list-style-type: none"> 収納、保管等のための家具等を設置する。 準備室は33.75 m²を基準とする。 	<p>135 m²程度 (準備室含む)</p> <p>1室</p>
美術室・準備室 (後期課程)	<ul style="list-style-type: none"> 多様な表現活動に対応でき、作品の保存が可能な広さとする。 準備室は33.75 m²を基準とする。 	<p>135 m²程度 (準備室含む)</p> <p>1室</p>

<p>技術室・準備室 (後期課程)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金工と木工を兼用し、授業内容に応じた機器、家具を適切に配置できる面積、形状とする。 ・ 各種工作機械、工具等を利用するスペースは十分な動作空間を確保する。 ・ 準備室は 33.75 m²を基準とする。 	<p>169 m²程度 (準備室含む) 1 室</p>
<p>被服教室・準備室 (前・後期課程共用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業内容に応じた機器、家具を適切に配置できる面積、形状とする。 ・ 可能な限り調理教室・準備室と隣接させる。 ・ 準備室は 33.75 m²を基準とする。 	<p>135 m²程度 (準備室含む) 1 室</p>
<p>調理教室・準備室 (前・後期課程共用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業内容に応じた昇降式調理台等を適切に配置できる面積、形状とする。 ・ 教材等の準備、材料や用具、機器等の収納のための準備室を教室に隣接して計画する。 ・ 包丁等の調理用具を安全に保管できるよう計画する。 ・ 可能な限り被服教室・準備室と隣接させる。 ・ 準備室は 33.75 m²を基準とする。 	<p>135 m²程度 (準備室含む) 1 室</p>
<p>音楽教室・準備室 (前期課程) (後期課程)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音響・防音に配慮した計画とする。 ・ 大型の楽器を含め、学習活動に使用する楽器等が適切に配置できる面積、形状とする。 ・ 普通教室、特別支援教室等とは隣接させないことが望ましい。 ・ 準備室は 33.75 m²を基準とする。 	<p>135 m²程度 (準備室含む) 前期課程：1 室 後期課程：1 室 前後期共用：1 室 合計 3 室</p>
<p>図書室 (前・後期課程共用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ メディアセンターとして、校舎の中心に配置する。 ・ 必要な蔵書数を収納し、多様な学習活動に対応できる面積、形状とする。 ・ 開放的な空間とし、廊下との間仕切りは室内の様子を廊下から視認できるしつらえとすること。 ・ 1 学級相当以上の机及び椅子を配置し、かつ、児童・生徒数等に応じた図書室用の家具等を利用しやすいよう配列することのできる面積、形状等とする。 ・ 学校司書、図書委員等が、図書室の運営、図書その他の資料の分類、整理その他の作業等を行うための空間を確保する。 ・ 階段教室を配置し、上下の移動だけでなく、クラスや学年の枠を超えた交流や発表の場として計画する。 	<p>270 m²程度 1 室</p>

校内サポートルーム (前期課程) (後期課程)	<ul style="list-style-type: none"> 多様な学習活動に対応できる面積、形状とする。 児童・生徒の支援のための部屋として児童・生徒が落ち着いて時間を過ごすために、他の学習空間から独立した場所となるように配置する。 	前期課程：1室 33.75㎡程度 後期課程：1室 67.5㎡程度
カウンセリングルーム	<ul style="list-style-type: none"> 専門の相談担当者が業務に従事し、児童・生徒等の相談に応じる場として計画する。 できるだけ学校内で他の学習空間から独立した場所となるように配置する。 利用する児童・生徒の保護者が直接出入りできる通用口が近接していることが望ましい。 	33.75㎡程度 2室
管理諸室		
事務室	<ul style="list-style-type: none"> 職員室、校長室との連絡のよい位置に計画する。 事務処理のための机、椅子、書棚、ロッカー等の家具、各種事務機器等を適切に配置できる面積、形状とする。 	33.75㎡程度 1室
校長室	<ul style="list-style-type: none"> 職員室、事務室との連携に配慮する。 グラウンドへの見通しを考慮した配置とする。 各種資料等を保管するための家具を設置する。 	33.75㎡程度 1室
職員室	<ul style="list-style-type: none"> グラウンドへの見通しを考慮した配置とする。 他の管理諸室との連携に配慮する。 教職員の増員を考慮したうえで、事務処理のための机、椅子等の家具を適切に配置し、書棚、掲示板等を十分に設置できるようにする。 カウンタースペースを設ける等、児童・生徒が教職員に相談しやすいしつらえとする。 	270㎡程度 1室
職員休憩室	<ul style="list-style-type: none"> リフレッシュや休憩、打合せ等ができ、湯沸かし・流し等を備えた空間を職員室と隣接した位置または職員室内に確保する。 	33.75㎡程度 1室
職員更衣室	<ul style="list-style-type: none"> 教職員のロッカー等を配置できる面積とする。 	33.75㎡程度 2室
放送室	<ul style="list-style-type: none"> グラウンドを見渡すことができる位置に計画する。 教職員だけでなく児童・生徒も利用することを想定して計画する。 	1室

印刷室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室との連絡のよい位置に確保する。 	1室
用務員室	<ul style="list-style-type: none"> ・着替え、休憩等を行うことのできるスペースを設ける。 ・用務員のほか、教職員や児童・生徒が利用できる位置にシャワー室を設ける。 	33.75㎡程度 1室
保健室 (前期課程) (後期課程)	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドへの見通しと直接動線を確保するため、原則1階に配置する。 ・廊下およびグラウンドに対して、十分な間口を確保する。 ・前期と後期の保健室は隣接させる。 ・ベッドを適切に区画することのできる面積、形状とする。 ・児童・生徒が屋外から直接出入りできる専用の出入口を設け、その近傍に手洗い、足洗い等の設備を設置する。 ・保健室に近接した位置に多目的トイレ(車いす対応)やシャワー等の設備を計画する。 ・特別支援教室等との連絡に配慮する。 ・ストレッチャーによる緊急車両への移動経路を確保する。 	67.5㎡程度 2室
会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室との位置関係及び外部の人との会議利用に配慮した配置計画とする。 	67.5㎡程度 1室
給食室 (前・後期課程共用)	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音、臭気等により学習活動等に支障を及ぼすことなく、また、外部から給食関係車両の進入しやすい位置とする。 ・衛生管理の観点からドライ仕様とする。 ・原則として、児童・生徒が一方通行で配膳室に出入りできるように計画する。 	550㎡程度 1室
共用部		
昇降口 (前期課程) (後期課程)	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校時の利用人数に対し、十分な規模の昇降口を計画する。 ・グラウンドへ出やすい動線を確保する。 ・防犯計画や通学路の設定と合わせて計画し、安全性と利便性を確保する。 ・車椅子を利用した移動に支障のない適切な面積、形状等とし、障害のある児童・生徒、教職員及び学校開放時の高齢者、障害者等の利用に支障のないようにする。 ・床の段差を設けないよう計画する。 	340㎡程度 1又は2箇所
職員・来客玄関	<ul style="list-style-type: none"> ・昇降口とは別に、来客・職員用の玄関を設ける。 ・床の段差を設けないよう計画する。 	33.75㎡程度 1室

廊下・階段等	<ul style="list-style-type: none"> ・安全かつ円滑な動線としての機能を確保できるよう規模、配置等を計画する。 ・日常及び避難時の通行の場として必要な照度を確保し、過度に混雑を生じることのない安全な幅、形状等とする。 ・児童・生徒が階段の場所や階数等を認識しやすいよう、サインや色彩を工夫する。 	適宜
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・乗用11人乗りの大きさとする。 ・全ての教室及び管理諸室に車椅子で支障なく移動できるように計画する。 ・エレベーターは、特別支援教室や職員室、昇降口から利用しやすい位置に設ける。 ・必要な規模のエレベーターホール等の空間を適切な位置に計画する。その際、階段との位置関係に留意する。 	適宜
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・教室の配置を考慮し、児童が利用しやすい位置に、男女別に計画する。 ・できるだけ学年毎に利用できるように計画する。 ・教職員用のトイレは、児童・生徒用とは別に、適切な位置に計画する。 ・原則特別教室用のトイレは、学年毎に設けるトイレとは別に、適切な位置に計画する。 ・障害のある児童・生徒等の要配慮者の利用を踏まえたトイレを、各階に1か所以上整備する。 ・SK及び掃除用具入れを設ける。 ・衛生環境改善の観点からも、窓や換気設備を設け換気に留意し、乾式かつ洋式便器及び非接触型の手洗い設備を採用し、清潔で使いやすく明るい雰囲気となるよう計画する。 	適宜
手洗い・流し	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒数、利用率等に応じ適切な数の水栓を利用しやすい位置に設置する。 ・手洗い用水栓は非接触型とする。各階に1か所以上は水くみ用の水栓を設ける。 ・飲料水用の給水設備については、水質管理等衛生管理に十分配慮する。 	適宜

運動施設		
<p>屋内運動場 (前・後期課程共用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各教室からの動線を考慮し、児童・生徒が円滑に利用できる位置に計画する。 ・地域との連携を考慮し、児童・生徒と地域との交流や学校開放を実施する際の利用者の動線に留意し、外部から利用しやすいよう計画する。 ・避難所としての利用に配慮した計画とする。 ・男女別トイレ、多目的トイレ（車いす対応）及び器具庫を設ける。 ・各種行事や集会、学習・研究成果発表等において利用するため、必要な規模のステージ、控え室等の空間を確保する。 ・利用人数等に応じ、出入口の位置、幅等を適切に計画する。 ・バスケットボール1面、ミニバスケットボール2面、バレーボール2面、バドミントン4面のコートラインを整備する。 ・ステージには緞帳、電動スクリーン、手動のバー及び中幕等を設ける。 ・ステージに上がるための可動階段を設け、ステージ下部には椅子等を台車により収納できるようにする。 ・避難所用の物品、資機材を保管するための倉庫（20㎡程度）を設ける。 ・校舎と別棟にする場合は、屋外の連絡経路に屋根を設ける。 	<p>アリーナ面積 1,200㎡程度 (アリーナ+ステージ) (倉庫・便所は含まない) 1室</p>
<p>第2体育館 (前・後期課程共用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニバスケットコート2面、バレーボール1面、バドミントン2面のコートラインを整備する。 ・避難所としての利用に配慮した計画とする。 	<p>500㎡程度 1室</p>
<p>スポーツ室 (武道場)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・柔道場または剣道場として利用できる計画とする。 ・柔道を行う際の畳を収納する倉庫を隣接して設ける。 ・更衣室、倉庫を近接して設ける。 	<p>225㎡ (15m×15m) 1室</p>

屋外施設		
屋外運動場 (グラウンド)	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎からの動線等を考慮し、児童・生徒が円滑に利用できる位置に計画する。 ・教科体育、体育的行事、部活動及び学校開放等における各種の運動、利用形態等に応じ、必要な機能を確保するよう計画する。 ・学校開放時の利用も考慮し、運動器具庫、水栓等の配置、トイレ等の附属施設との連絡に留意して計画する。 ・200mトラック、100m直線コース、両翼75m野球コート、サッカーコート1面を確保できる広さとする。なお各競技面の位置は重複することも可とする。 ・掲揚台を設ける。 ・管理諸室から視認しやすい位置に屋外遊具（砂場、低鉄棒、ブランコ、はん登棒、雲梯、ジャングルジム、すべり台等）を設ける。 	適宜
駐車場・駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時用の車両駐車場及び教職員・来訪者用の自転車置き場を児童の安全を損なわない位置に設ける。 ・職員・来訪者用の駐車場整備は原則としておこなわない。ただし、校舎敷地に十分余裕があり、児童の安全性が確保できる場合は駐車スペースを想定して施設配置を計画する。 ・給食用の大型車両の進入路は児童の動線とは分けて設ける。 	適宜
門・囲障	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の通行量が最大となる通行密度、緊急車両の通行等を勘案し計画する。 ・屋内運動場を避難所として利用する際に、道路から物資を搬入できるように出入口を設ける。 ・門扉は原則として境界線より後退させ配置し、開閉方法、形状、重量等を十分検討して安全に開閉できるよう計画する。 ・学校の境界に囲障を設け、学校の範囲を明示するとともに、不審者の侵入を防ぐフェンスを設ける。 ・囲障は、防犯の面から、周囲からの見通しを妨げるものは避ける。 ・グラウンドと校舎等の建物との位置関係、グラウンド周辺の住宅、道路等の状況等に応じ、防球ネット、フェンス等を計画する。 ・正門にはカメラ付きインターフォン及び電気錠（将来用）を設ける。 	適宜

樹木・花壇	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の方法や植物の成長等、長期的な展望を踏まえた計画とする。 ・周辺地域へ支障をきたすことがないよう配慮しつつ、周辺地域の景観と調和し、地域の文化的な施設としてふさわしい雰囲気となるよう計画する。 	適宜
受水槽置場	<ul style="list-style-type: none"> ・受水槽は SUS 製とし、地上に設置する。 ・ポンプ室を併設またはポンプ室一体型の受水槽を設置する。 ・目隠しフェンス等を設け、景観に配慮するとともに、児童・生徒が進入できないようにする。 	適宜
その他屋外施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ置場、屋外倉庫、百葉箱、屋外トイレ等 	適宜
電気室	<ul style="list-style-type: none"> ・電気室を新設する。 	40 m ² 程度
その他		
スポーツクラブ事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・増築建物内に計画する。外部からの利用を基本とする。 ・事務室、会議室、倉庫、トイレ等を設ける。 	120 m ² 程度
体育倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・体育の授業等で利用する器具、テント等を収納する。 	65 m ² 程度
部室	<ul style="list-style-type: none"> ・2.5m×7mの室を12室程度設ける。 	210 m ² 程度
コミュニティ防災倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・既存コミュニティ防災倉庫と同程度の大きさとする。原則既存建物を移設する。 	適宜
放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・増築建物内に計画する。外部からの利用を基本とする。 ・保育室、静養室、便所、車いす利用便所、倉庫、給湯室、手洗い場等を計画する。静養室は保育室の一部をカーテンで仕切った静養スペースとしてもよい。 ・保護者の自動車による送迎を考慮した配置及び外部空間とする。 ・専用の電話線を設ける。 ・工事中の仮設として、城陽幼稚園の空き保育室を1室利用し、幼稚園東端エリアに仮設児童室等を建設する。 	300 m ² 程度 (児童室 250 m ² 程度)

3. 施設整備における既存建物活用方針

本計画では、既存の小学校を運用しながらの工事となるが、長期にわたり児童の教育環境が大きく変わる仮設校舎を用いての運用及び工事は原則考慮しない。

また、既存北校舎は耐震改修や平成 27 年に大規模改修が実施済みである。既存中校舎は耐震改修や大規模改修が実施済みであり、かつ令和 5 年度にコンクリート圧縮強度や中性化深さの躯体健全度調査を行ない、躯体が健全であることが認められる。

以上のことから既存北校舎及び既存中校舎は、「姫路市学校施設長寿命化計画（令和 3 年 1 月）」に則り適宜改修を行い、原則引き続き施設として供用する。

そのため既存校舎東側に今回増築を行い、後期普通教室、管理諸室や特別教室を整備する。ただし、今回の増築規模を鑑みると周辺住環境へ及ぼす影響が大きいため、仮設校舎建設を含めた校舎全面改築も検討する。

【施設整備 既存建物活用方針まとめ】

建物	棟番号	構造	階数	延床面積 (㎡)	備考	整備方針
北校舎	1	RC造	3階建	1,975		一部改修
中校舎	2	RC造	3階建	2,309		長寿命化改修 (全面)
南校舎	3	RC造	3階建	1,436		解体
屋内運動場	4	RC造	2階建	795		解体
プール附属棟	5	RC造	平屋	224		解体
放課後児童クラブ	6-1	S造	平屋	312		解体
放課後児童クラブ	6-2	S造	平屋	(合計)		解体
スポーツクラブ事務所	7	S造	2階建	209		解体
体育倉庫	8	RC造	平屋	29		改修
防災倉庫	9	S造	平屋	9		移設
電気室	10	CB造	平屋	24		解体
屋外便所	11	S造	平屋	28		解体
受水槽	12	-	平屋	-		解体

棟番号及び位置は第2章固有条件の整理 2.現況整理【現況配置図】参照

4. 既存中校舎及び北校舎改修方針

【中校舎の改修方針】

基本方針

- ・中校舎は前回の大規模修繕工事から今回改修時点まで約40年が経過することから、内装・外装及び設備の全面改修を行う。改修工事にあたり機能の原状回復を目的とした工事にとどまらず、機能を向上させるための長寿命化改修を行う。

建築工事

- ・前回改修後から約20年経過するため、屋上防水を更新する。また環境負荷低減と室内環境の向上を目的とした断熱化改修を行う。
- ・外壁についてはクラック補修および吹付材の更新を行い、躯体の耐久性向上を図る。
- ・外部建具についてはカバー工法にて全面更新を行う。更新にあたり、環境負荷低減の観点からペアガラスも採用を検討する。
- ・内装工事については学校間仕切、造作家具を含め全面改修を行う。更新にあたり、環境負荷低減の観点から内断熱改修を検討する。
- ・既存北校舎の仕様に合わせ、一部の腰壁仕上に木材を採用し、既存棟との調和を図る。
- ・既存不適格箇所については、現行法規に適合させる。

電気設備工事

- ・電気設備工事は機器及び盤類、配管・配線類の更新を行う。
- ・照明器具の更新にあたってはLED照明を採用し、環境負荷低減を図る。
- ・消防法は現行法に適用させる。

機械設備工事

- ・トイレ改修を行う。
- ・機械設備の配管類および衛生器具の更新を行う。
- ・空調機については2019年（令和元年）に行われていることから室用途が変更する模様替え箇所のみ更新を行い、その他の室については取外し再取り付けを行う。

【中校舎の改修内容のまとめ】

種別	部位	改修仕様	備考
外部	屋根	既存防水層撤去、シート防水(非歩行)断熱工法	太陽光装置は撤去し、増築棟に新設する。今回改修が防水層の3層目に該当するため、次回更新を見越して今回改修で既存防水層の撤去を行う。
	外壁	クラック・浮き補修、劣化部除去(アスベスト処理共)の上、複層塗材 E(フッ素)	
	庇	塗膜防水	
	外部建具	カバー工法にて更新	
	鉄部	DP 塗装	
内部	下地	クラック・浮き補修	
		木・LGS 下地は更新	
	仕上げ	仕上材全面更新	腰壁：木質化
	造作家具	更新	
	学校間仕切り	更新	
	内部建具	更新(枠共)	
機械	防火戸	屋内階段防火戸：更新	
	空調・換気	既存空調・換気取り外し再取付	
	給排水・衛生	更新	
	消火設備	更新	
	ガス	更新	
電気	昇降機	-	
	受変電	電気室更新	
	電灯	更新 (LED 化)	
	動力	更新	
	弱電	更新	

【北校舎の改修方針】

基本方針

- ・北校舎は前回の大規模修繕工事から改修時まで約15年程度経過していることから機能の原状回復を目的とした工事を行う。

建築工事

- ・環境負荷低減と室内環境の向上を目的とした屋上の断熱化改修を行う。
- ・外壁についてはクラック補修および吹付材の更新を行い、躯体の耐久性向上を図る。
- ・内装工事については室用途が変更する模様替え箇所のみ全面改修を行い、その他の教室については壁塗装の塗り替えおよび床フローリングの研磨とウレタン塗装を行う。
- ・廊下等共用部の内装工事についてはビニルシートの貼り替えと壁塗装の塗り替えを行う。
- ・既存不適格箇所については、現行法規に適合させる。

電気設備工事

- ・電気設備工事は環境負荷低減の観点から照明のLED化改修を全面的に行う。
- ・消防法は現行法に適用させる。

機械設備工事

- ・空調機については2019年（令和元年）に行われていることから室用途が変更する模様替え箇所のみ更新を行う。

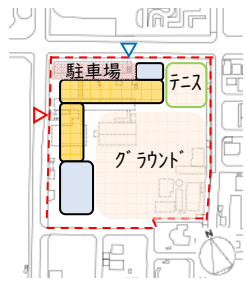
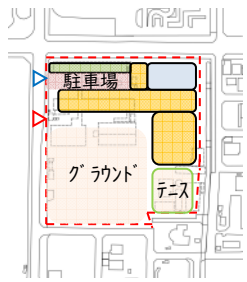
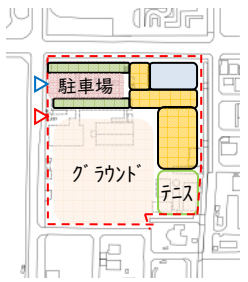
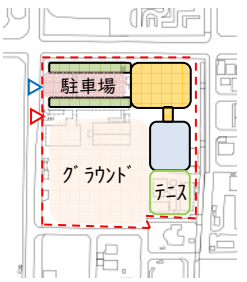
【北校舎の改修内容のまとめ】

種別	部位	改修仕様	備考
外部	屋根	既存防水層非撤去(立上りは撤去)、シート防水(非歩行)断熱工法	今回改修が防水層の2層目に該当するため、既存防水層の撤去は行わない。
	外壁	クラック・浮き補修、劣化部除去(アスベスト処理共)の上、複層塗材E(フッ素)	
	庇	塗膜防水	
	外部建具	代替出入口が必要な部分：カバー工法にて更新	
		その他：サッシクリーニング及びシール打替え(枠、ガラス共)	
鉄部	DP 塗装		
内部	下地	クラック・浮き補修	
		模様替部分：LGS 下地更新	
	仕上げ	床：研磨の上ウレタン再塗装 またはビニルシート更新	
		壁：再塗装	
		模様替部分：仕上材全面更新	
	造作家具	模様替部分のみ更新	
	学校間仕切り	模様替部分のみ更新	
内部建具	模様替部分のみ更新		
防火戸	屋内階段防火戸：更新	踊り場幅員確保のため、既存防火戸を撤去しシートシャッターを新設する。	
機械	空調・換気	既存空調・換気取り外し再取付	
	給排水・衛生	模様替部分のみ新設	
	消火設備	模様替部分のみ新設	
	ガス	模様替部分のみ新設	
	昇降機	-	
電気	受変電	電気室更新	
	電灯	更新 (LED 化)	
	動力	模様替部分のみ新設	
	弱电	模様替部分のみ新設	緊急内線電話(インターフォン)は更新

第4章 施設配置計画案の比較

1. 配置計画及び総合比較表

実施方針を踏まえ、敷地内の校舎やグラウンド等の配置を比較検討した結果を下記に示す。姫路市学校施設長寿命化計画に基づき、既存中校舎及び北校舎は原則長寿命化改修及び改修とする。

	A案 (全体改築案)	B案 (中校舎改築案)	C案 (北・中校舎改修案)	D案 (北・中校舎改修案)
概要	仮設校舎を建設し、全面改築を行う。	中校舎は改築を行ない、既存校舎東側に増築する。	既存校舎東側に管理・特別教室棟を、南東側に普通教室棟を増築する。	既存校舎東側に普通教室・管理棟を、南東側に体育館棟を増築する。
概略配置図				
凡例	黄色：増築校舎 緑色：既存校舎 青色：体育館等 赤△：児童出入口 青△：車両出入口			
教室環境	北校舎と中校舎を改築するため、平面計画の自由度が最も高く、普通教室を南面採光とすることが可能。 ◎	中校舎を改築するため、平面計画の自由度が高く、普通教室を南面採光とすることが可能。 ○	既存棟を改修利用するため、平面計画上の制約がある。普通教室は南面採光とすることが可能。 ○	既存棟を改修利用するため、平面計画上の制約がある。普通教室は南面採光とすることが可能だが、体育館に面する教室の環境が悪い。 △
グラウンド	できるだけ整形に、広さも最も確保できる。 ◎	できるだけ整形に確保できる。 ○	できるだけ整形に確保できる。 ○	できるだけ整形に確保できる。 ○
工事期間中の教室環境やグラウンドの大きさ	仮設校舎で運用する期間がある。全ての既存棟を解体するため、騒音・振動の問題が大きい。工事期間中のグラウンドが最も狭くなる。 ×	仮設校舎で運用する期間がある。また、中校舎の解体が必要のため、騒音・振動の問題がある。工事期間中のグラウンドはA案よりも広い。 △	既存棟の解体は最小限のため、A案B案に比べると騒音・振動の影響は少ない。工事期間中のグラウンドはA案よりも広い。 ○	既存棟の解体は最小限のため、A案B案に比べると騒音・振動の影響は少ない。工事期間中のグラウンドはA案よりも広い。 ○
引越し回数※	2回 ×	1回 ○	1回 ○	1回 ○
工事期間	事業スケジュールは成立するが、工事期間は4案のうち一番長くなる。 ×	事業スケジュールは成立するが、工事期間はA案の次に長くなる。 ×	事業スケジュールは成立し、工事期間はA案B案よりも短い。 ◎	事業スケジュールは成立し、工事期間はA案B案よりも短い。 ◎
上位計画*との整合	中校舎及び北校舎が目標使用年数に到達しない。 ×	中校舎が目標使用年数に到達しない。 ×	長寿命化改修を行うことで、既存校舎を目標使用年数まで使用できる。 ○	長寿命化改修を行うことで、既存校舎を目標使用年数まで使用できる。 ○
工事費	全面改築及び仮設校舎が必要になるため、事業費は大幅に上がる。 ×	中校舎の改築及び仮設校舎が必要となるため、C案D案と比べ工事費は上がる。 △	4案のうち最も小さい。 ◎	4案のうち最も小さい。 ◎
総合評価	△	△	◎	○

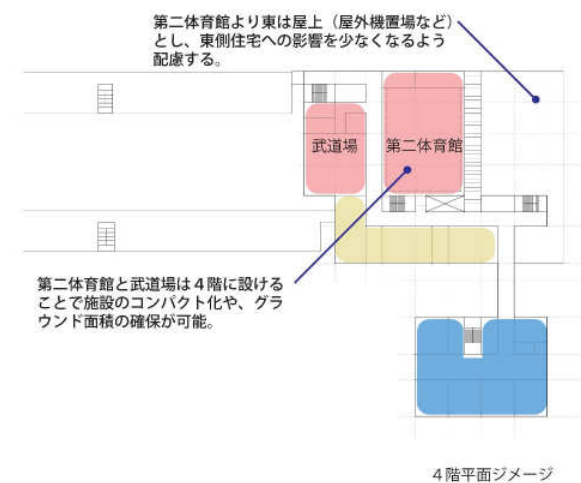
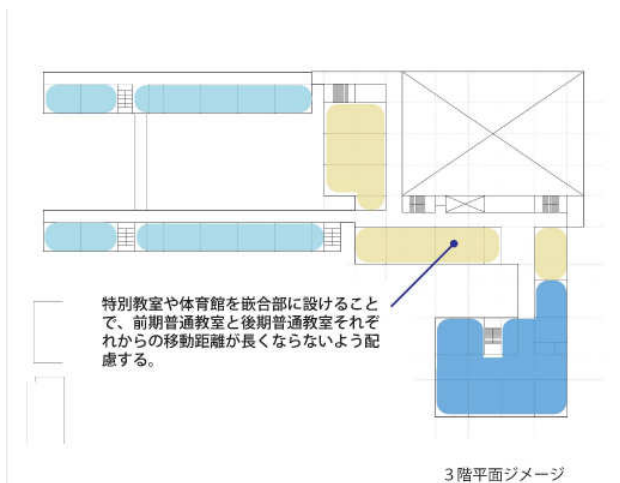
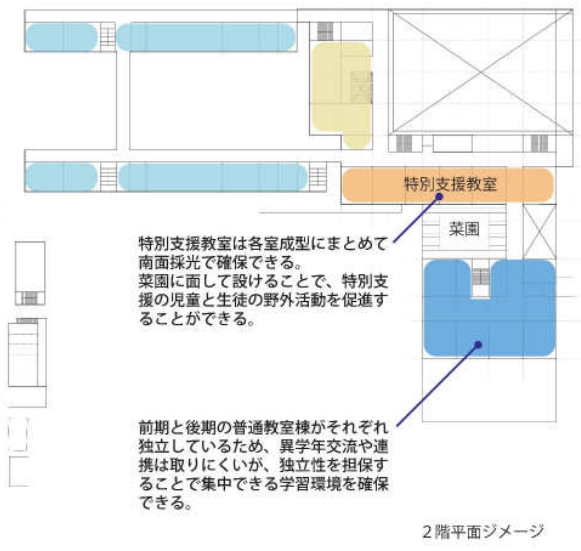
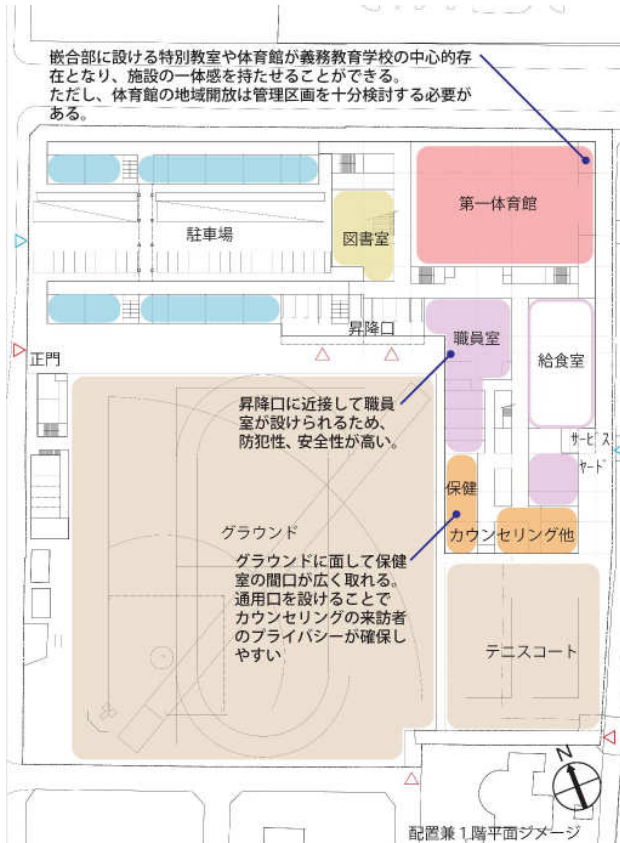
※引越し回数の比較は、学校への負担が大きい管理諸室・特別教室の引越し回数とする。(大型機器・教材の移動を伴うため)
*姫路市学校施設長寿命化計画では、市内の学校の全体更新コスト縮減の観点から、躯体の健全度を確認しつつ、できる限り長寿命化改修を行い、平均目標使用年数を90年程度としている。

上記の結果から、以降の比較検討はC案、D案に絞り検討を行なう。

2. 平面計画

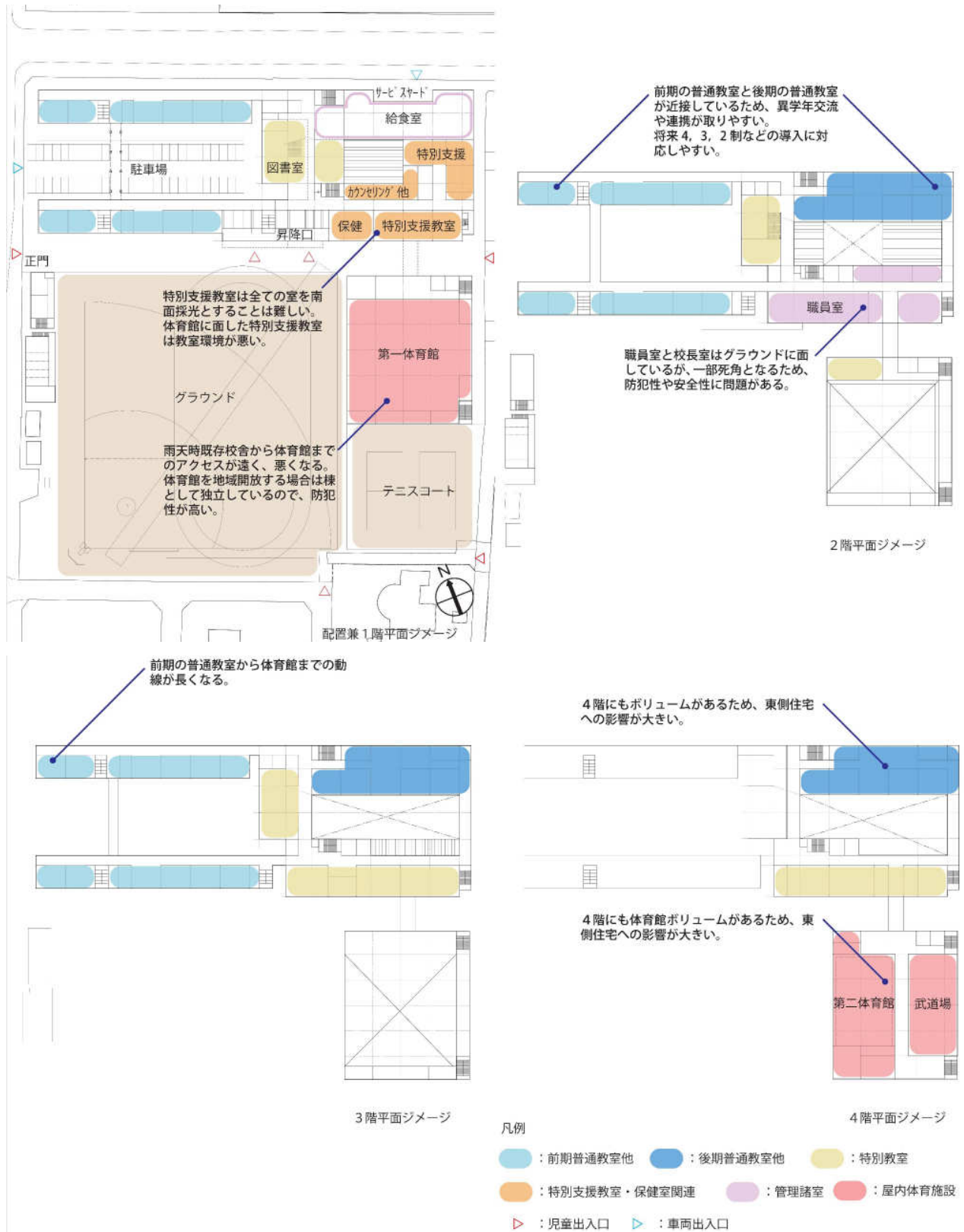
共通：既存北校舎と中校舎は、従来の小学校校舎のため、仕様や設備等が小学生向けとなっていることから、前期課程の普通教室棟とし、後期課程を増築校舎に配置する。

(1)C案



- 凡例
- ：前期普通教室他
 - ：後期普通教室他
 - ：特別教室
 - ：特別支援教室・保健室関連
 - ：管理諸室
 - ：屋内体育施設
 - ▷：児童出入口
 - ▷：車両出入口

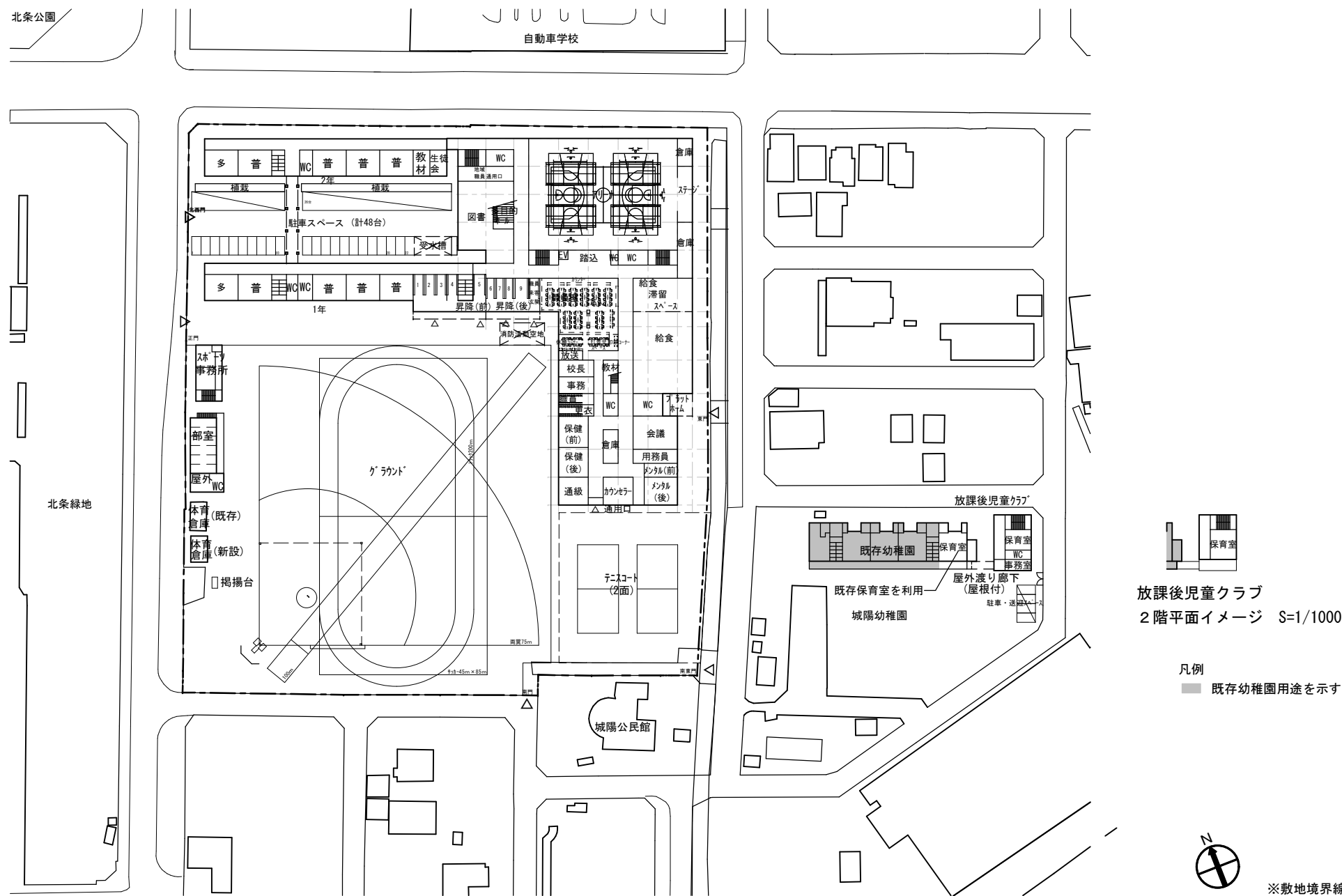
(2)D案



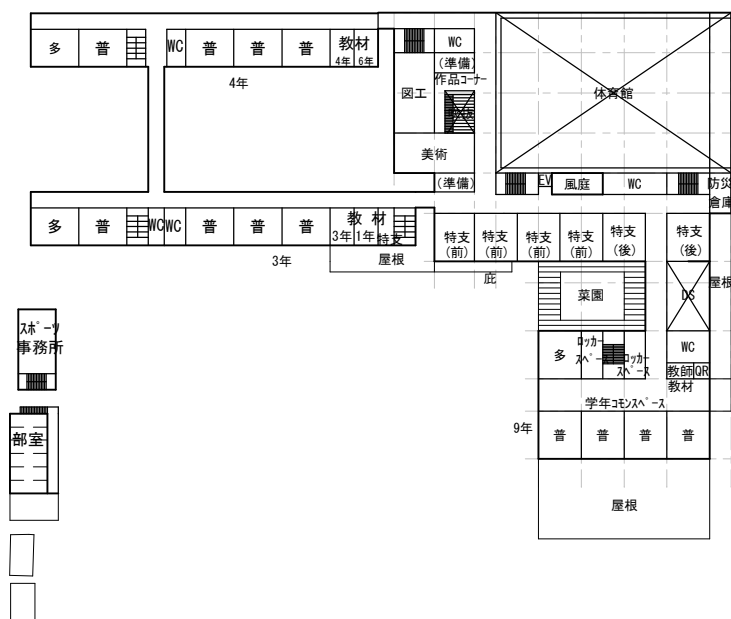
(3) 両案の比較結果

D案は、①体育館棟に面する教室環境が悪くなること②前期普通教室棟から体育館棟までの動線が長いこと③増築ボリュームが大きく、東側への圧迫感や影響が大きいこと、などの問題があるため、C案を基本に検討を続ける。

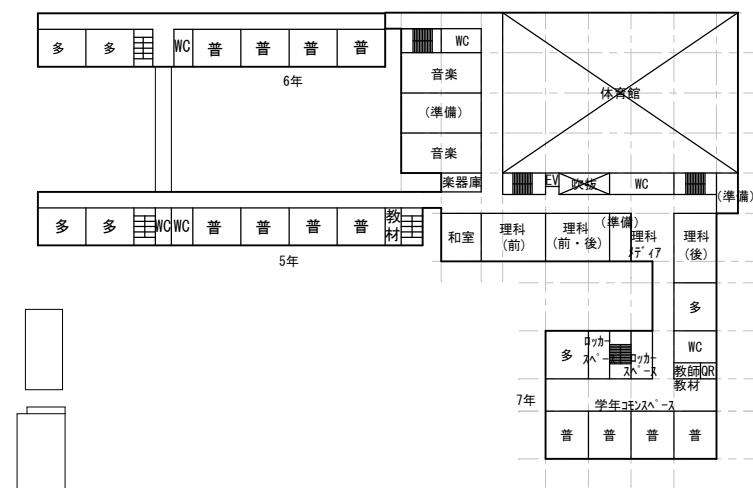
第5章 基本計画図書 (※以降の図面は第3章2要求諸室一覧表を見直す前の計画であり参考図とする)



配置図兼1階平面イメージ S=1/1000

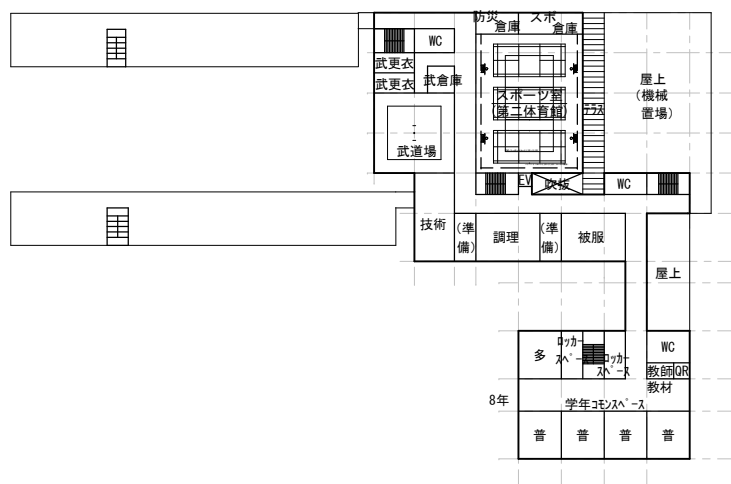


2階平面イメージ

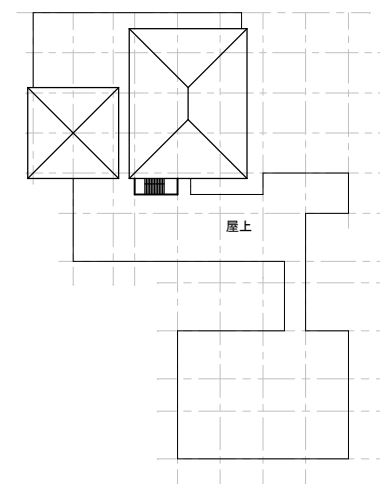


3階平面イメージ

QR:クワイエットルーム



4階平面イメージ

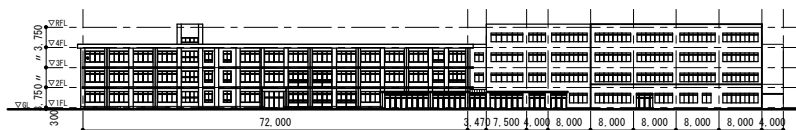


R階平面イメージ

計画面積表

	建築面積	延べ面積					合計
		1階	2階	3階	4階	R階	
北校舎棟	650.0m ²	650.0m ²	650.0m ²	650.0m ²	24.5m ²	-	1,974.5m ²
中校舎棟	789.0m ²	720.0m ²	789.0m ²	720.0m ²	28.0m ²	-	2,257.0m ²
増築校舎棟	4,688.3m ²	4,636.3m ²	2,251.2m ²	2,355.1m ²	2,713.8m ²	32.0m ²	1,1988.4m ²
付属棟※	332.1m ²	315.5m ²	210.0m ²	-	-	-	525.0m ²

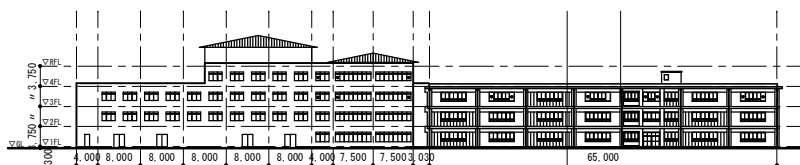
※放課後児童クラブ除く



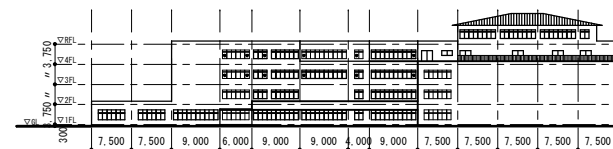
南立面図



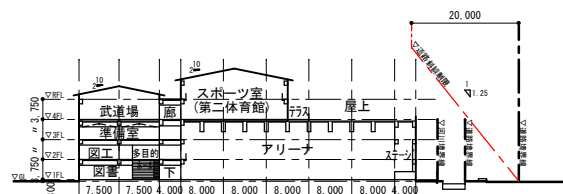
西立面図



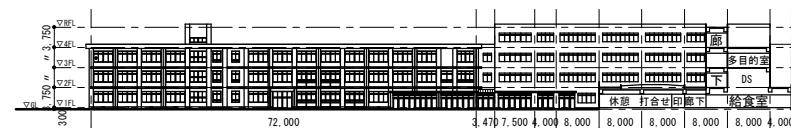
北立面図



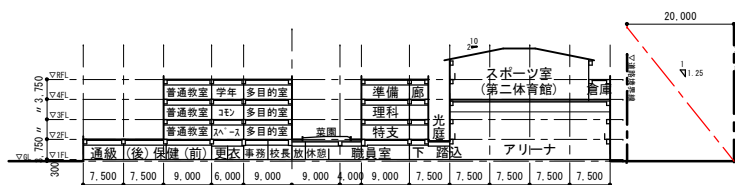
東立面図



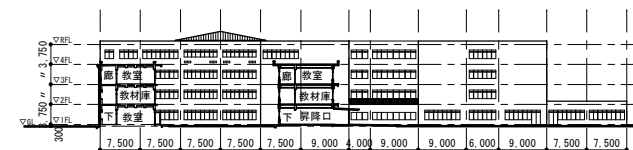
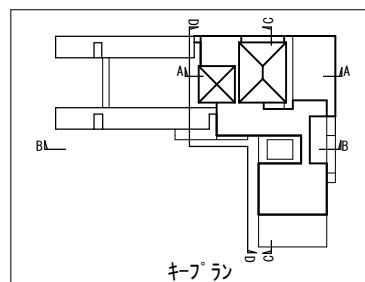
A-A断面図



B-B断面図

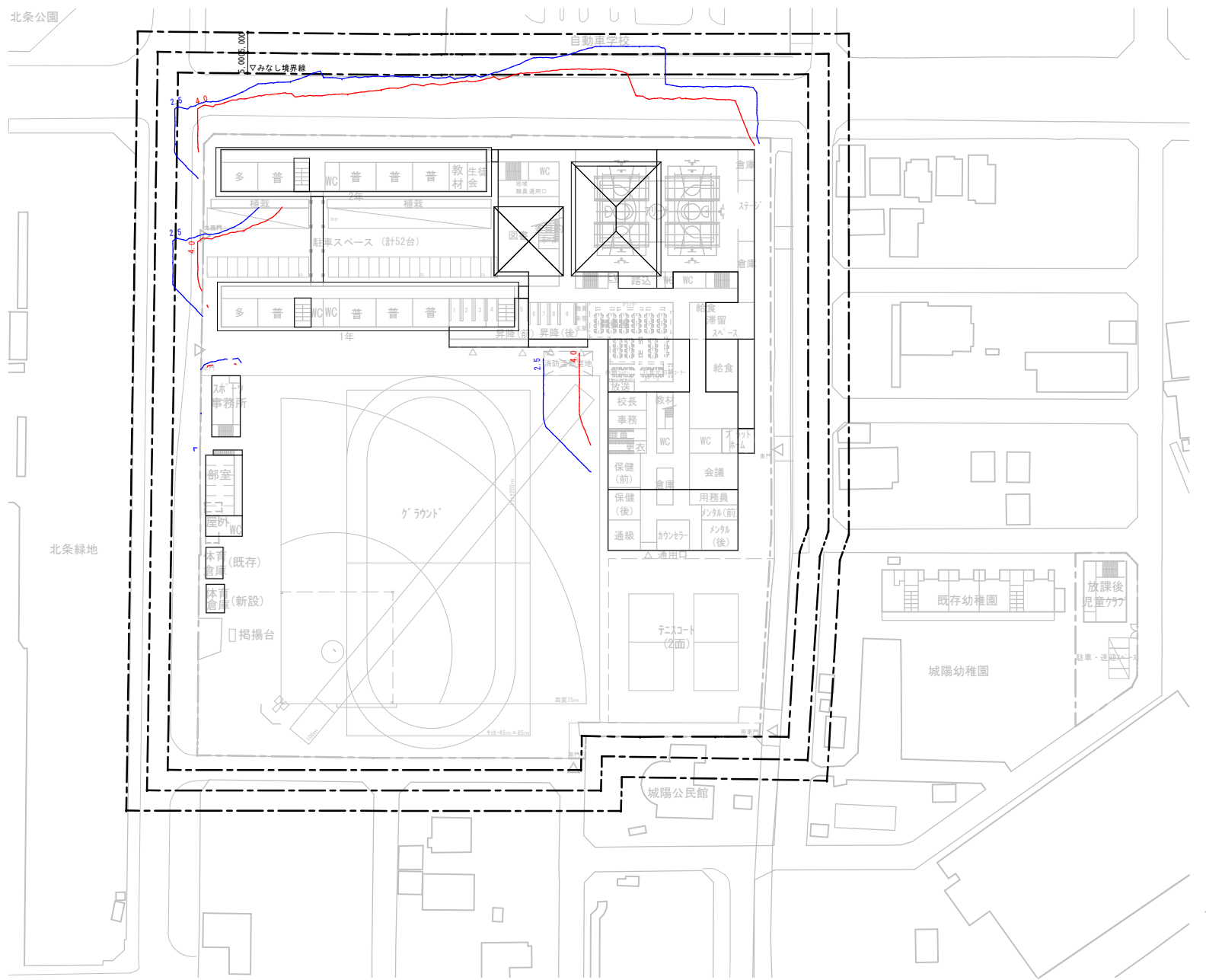


C-C断面図



D-D断面図

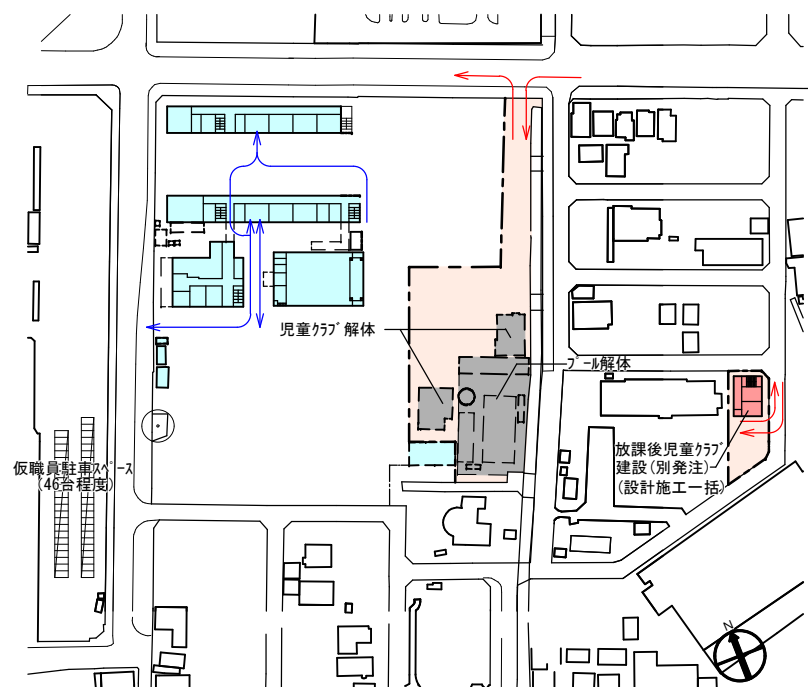
※敷地境界線等は想定



※敷地境界線等は想定

先行工事

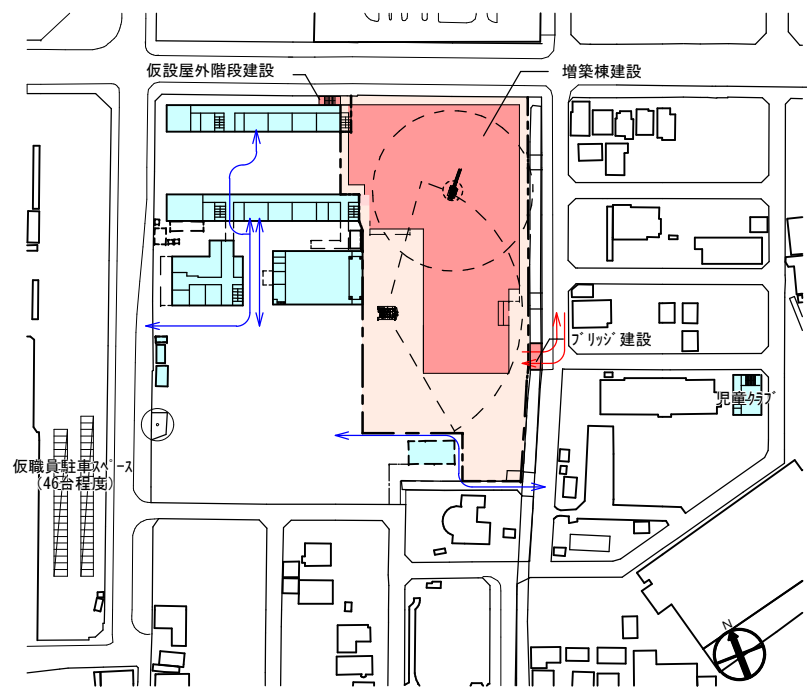
- ・プール解体工事
- ・放課後児童クラブ解体工事
- ・仮設放課後児童クラブ建設工事



配置図 S=1/2,000

I期工事

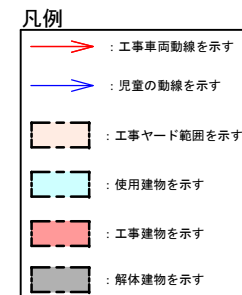
- ・ブリッジ新設工事
- ・増築棟建設工事



配置図 S=1/2,000

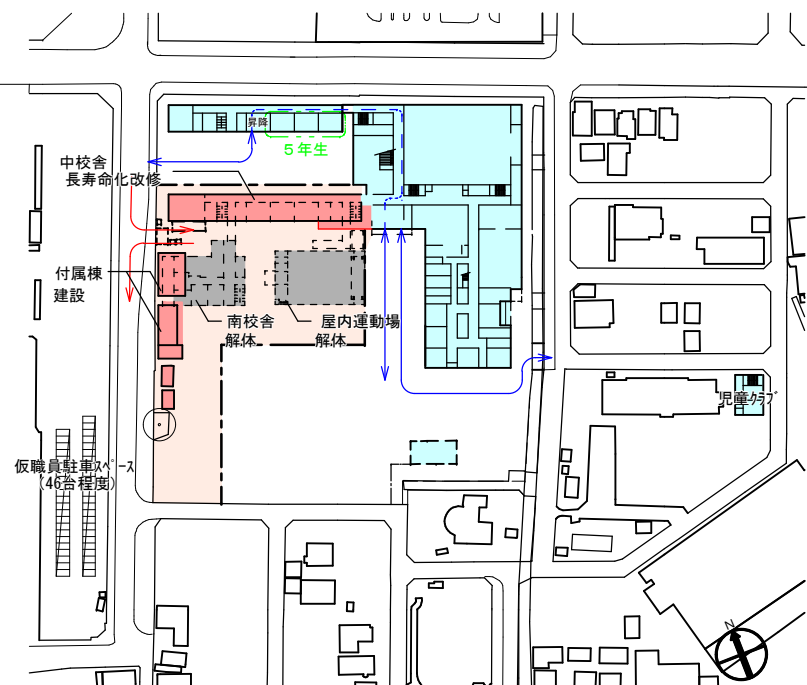
事業スケジュール

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度												令和12年度												令和13年度												令和14年度												令和15年度								
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
基本設計			実施設計			準備・入札 (2ヶ月)			I期工事(20ヶ月)												II-1期工事(12ヶ月)												II-2期工事(8ヶ月)												義務教育学校開校														
			放課後児童クラブ建設 (設計施工一括) 設計 工事			先行工事			引越(4ヶ月)												引越(4ヶ月)												引越(4ヶ月)																										
									中校舎長寿命化改修工事 (12ヶ月)												中校舎長寿命化改修工事 (12ヶ月)												北校舎改修工事 (8ヶ月)																										
									付属棟建設工事 (8ヶ月)												付属棟建設工事 (8ヶ月)												グラウンド整備工事(8ヶ月)												スポーツ事務所解体・リスト整備 (2ヶ月)(2ヶ月)														

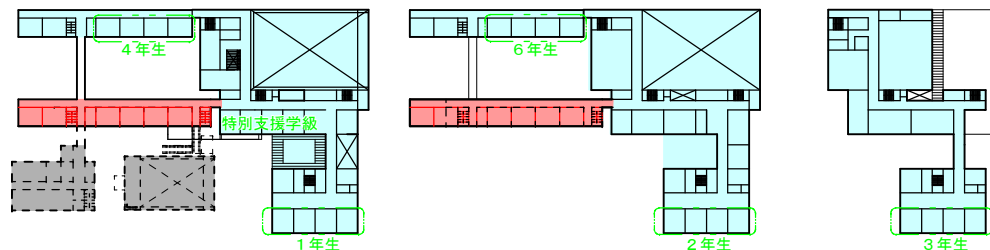


Ⅱ-1 期工事

- ・中校舎改修工事
- ・管理棟、体育館棟解体工事
- ・付属棟建設工事



配置図兼1階平面図



2階平面図

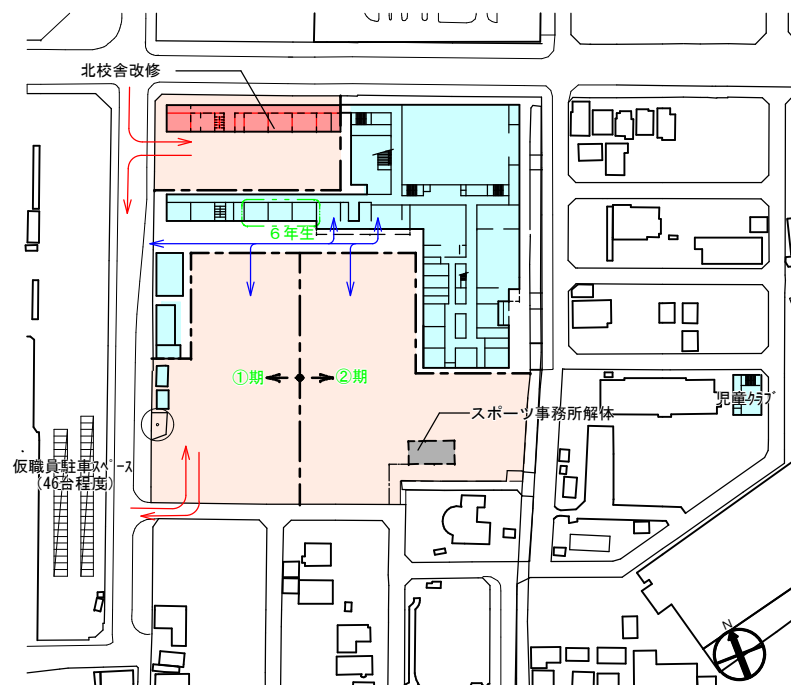
3階平面図

4階平面図

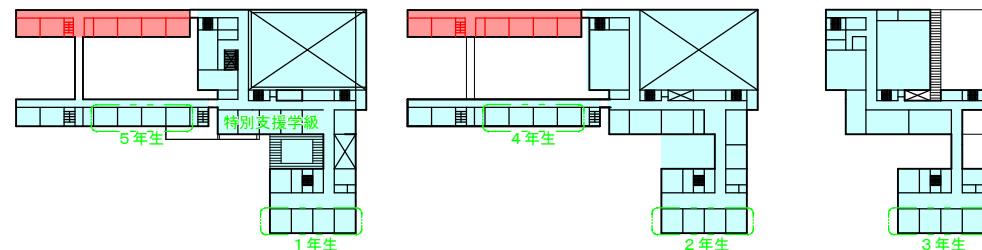
Ⅱ-1 期工事 教室ローリング図 S=1/2,000

Ⅱ-2 期工事

- ・北校舎改修工事
- ・運動場整備工事
- ・既存スポーツ事務室工事
- ・テニスコート整備工事



配置図兼1階平面図



2階平面図

3階平面図

4階平面図

Ⅱ-2 期工事 教室ローリング図 S=1/2,000

第6章 構造計画

1. 基本方針

- ・構造計画は用途に要求される機能を満足し、高さ、規模、形状等に適合した方式を採用する。
- ・本建物の持つ公共性及び、災害時・災害後における避難所としての機能の重要性を考慮し大地震時に対しても耐震性能の確保を図れる構造計画とし、十分な安全性を確保する。
- ・本建物は学校施設のため、将来の室形状及び機能の変化に対し柔軟に対応が可能なよう、構造体の耐久性を高め、内部区画・仕上等の部分を構造体と分離する等、長期間有効に使用できる建物として計画する。
- ・姫路市公共建築物構造設計指針は分類Ⅱとする。

2. 建物概要

【共通事項】

- ・本建物は前期課程の普通教室を配置する既存北校舎棟及び既存中校舎棟、それらの既存2棟を接続する既存渡り廊下棟、特別教室・管理諸室・体育館・後期課程普通教室を配置する増築棟の4棟からなり、各棟はエキスパンションジョイントにより分離した架構計画とする。

【増築棟】

- ・増築棟の規模は地上4階建て延べ面積約12,000㎡程度とする。
- ・増築棟の構造種別は、基本設計にて可変性、工事費、環境への影響等について比較検討し、総合的な判断により決定する。基礎種別は基本設計段階で地盤調査の上、構造上の安全性、工事費、環境への影響等について比較検討を行ない、決定する。
- ・増築棟の体育館は無柱の大空間が求められる上、体育館吹抜けの上階に第二体育館および武道場を計画している。そのため、体育館及び第二体育館や武道場範囲の構造種別、架構形式は基本設計にて構造上の安全性、工事費、環境への影響等について比較検討し、総合的な判断により決定する。
- ・増築棟の範囲内において、エキスパンションジョイントは設けないことが建築計画、意匠計画上望ましい。ただし、今回増築棟はL型配置となり、体育館(大空間)が北東に偏っているため、エキスパンションジョイントの必要性について、基本設計にて構造計画上検討し、決定する。

【既存北校舎棟、中校舎棟、渡り廊下棟】

- ・既存北校舎棟は地上3階建て延べ面積1,975㎡で、昭和30年代の建物であり、段階的な増築が重ねられている。なお、耐震診断及び耐震改修工事は実施済みである。
- ・既存中校舎棟、渡り廊下棟は地上3階建て延べ面積2,309㎡で、昭和40年代後半の建物であり、段階的な増築が重ねられている。なお、耐震診断及び耐震改修工事は実施済みである。

3. 既存校舎の補強計画

- ・既存中校舎は、建築計画上の理由から耐震壁を撤去する部分が生じるが、構造計算で構造耐力を検討の上、必要に応じて耐震壁の代替増設を行う。

第7章 設備計画

1.基本方針

- ・各設備は、児童の多様な学習活動や生活の中で、安全及び健康に支障を生じることのないよう安全性等を考慮して計画し、設計する。
- ・将来の学習内容・形態の変化や情報通信機器の導入及び機器の進展等、時代の変化に柔軟に対応できるように将来の更新、増設等を考慮した計画とする。
- ・設備機器・システムは環境負荷の低減に配慮するとともに、初期投資時に必要な費用、維持管理に必要な費用等を総合的に考慮した上で計画し、設計する。
- ・姫路市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和6年3月改定）に基づき、照明や空調等でエネルギー効率の高い設備を導入するとともに、建築物の断熱性を高めることによって増築部分においては「ZEB Ready」基準をめざす。
- ・設備及び設備配管の点検、修繕等の維持管理を容易にできるように配慮した計画とする。
- ・設備方式の選定は、環境保全・安全性・機能性・経済性について、総合的に判断する。
- ・建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づきダクト・配管等の耐震施工を行うとともに、設備機器の転倒防止・落下防止対策を行う。

2.電気設備計画

【電力引込・受変電設備】

- ・電力引込は、構内柱を新設し、架空引込にて高圧電力引込を行う。
- ・受変電設備は、電力を使用する教育機器などの種類や数量に応じた容量を確保し、洪水時などで冠水することのない位置に設置する。また、将来の電源増加が可能な計画とする。

【電灯設備】

- ・照明設備は、諸室の利用形態や利用時間、自然採光の採り入れ等を勘案し、必要な照度を確保するとともに高効率・長寿命なLED器具を採用する。
- ・照明器具は、主として汎用品を使用し、取替がしやすいようにする。
- ・各室の照度基準はJIS等の基準に準拠して決定する。
- ・安全性に配慮した位置に屋外照明を設置する。

【コンセント設備】

- ・100Vコンセントを適宜必要箇所に設置する。各室のコンセント数は多様な使い方をはじめ、清掃・保守管理及び電源が必要な什器備品の設置に十分配慮したものとする。

【幹線設備】

- ・低圧幹線は配管またはケーブルラックに敷設する。
- ・環境に配慮したエコマテリアル（EM）ケーブルを採用する。

【通信・情報設備】

- ・構内情報網通信設備は、高度情報化への対応に十分に配慮する。

【自動火災報知設備】

- ・火災報知設備は、子どもたちや教職員の安全性を確保するため、敷地内・構内に適切に配置する。
- ・自動火災報知設備は非常放送設備も含めて、校舎全体を現行法に適用させる。
- ・各種設備機器の故障表示を行う警報盤を職員室に配置する。

【太陽光発電設備】

- ・太陽光発電設備を敷地内消費で計画し、停電時には特定のコンセント等に利用できるように計画する。
- ・環境学習の一環として児童の目の触れやすい場所に発電電力量の表示パネルを設置する。

3.機械設備計画

【空気調和・換気設備】

- ・下記表に示す対象室には空調設備を設置する。なお下記表に示される以外の、特別教室等は、将来的に空調設備を容易に整備できるように計画する。

校舎	教室等	普通教室、特別支援教室、音楽室(前期)(後期)、図書室（多目的ホール含む）、日本語教室（多目的室）
	管理諸室等	職員室(職員休憩コーナー含む)、校長室、事務室、用務員室、保健室、校内サポートルーム、通級教室、メンタルルーム(前期)(後期)、給食室、
	屋内運動場	第一体育館、第二体育館

- ・居室、トイレ、倉庫などは排気ファンなどによる第三種換気方式とし、廊下などから新鮮な空気を確保する。
- ・職員室において、全ての空気調和設備を一括管理できるような機能を導入する。

【給排水衛生設備】

- ・本建物は4階建であるため、「給配水施設工事施行上の手引(2024年発行版 姫路市上下水道局)に基づき受水槽式を採用する。
- ・給湯設備は、特別支援教室、調理室などの特別教室、保健室などに必要に応じて設置する。
- ・建物内は汚水・雑排水分流方式、建物外は汚水・雨水分流方式とし、公共枿を新設し排水する。
- ・衛生器具設備は衛生的で使いやすく、汚れにくい機器を採用する。
- ・手洗い器具には自動水栓を採用する。(洗面化粧台を除く)
- ・手洗いが必要な居室は、特別教室、校長室、職員室、職員休憩室、保健室、用務員室とする。

4.昇降機設備

- ・障害のある児童等の移動等に配慮し校舎の中央付近に設置する。

5. 既存北校舎及び中校舎の電気設備・機械設備計画

【共通】

- ・空調設備については令和元年に設置された経緯があることから、未設置箇所および室用途を変更する箇所のみ新設する。
- ・緊急内線電話（インターフォン）については、既設機器が生産中止となることから、全て構内交換設備に更新とする。

【北校舎】

- ・照明のLED化が行われていない器具についてはLED照明器具に更新する。
- ・その他老朽化の著しい箇所のみ修繕を行う。

【中校舎】

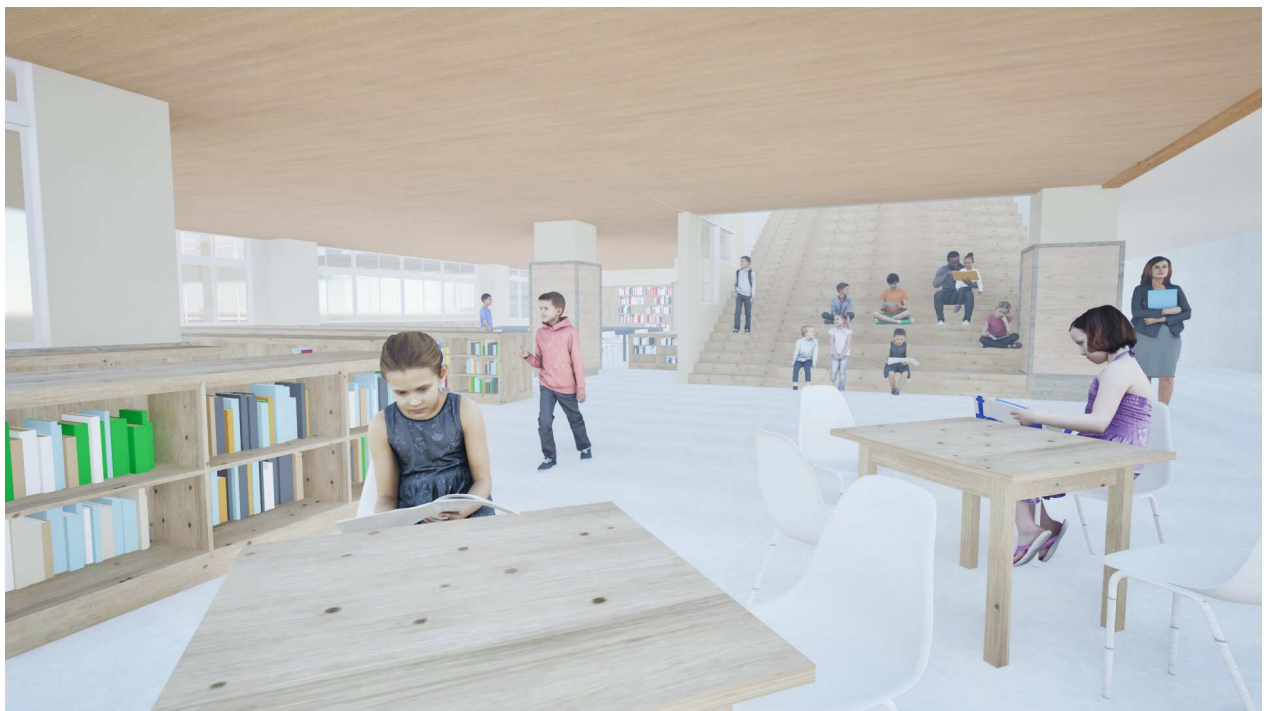
- ・現在の基準、ニーズに合わせた長寿命化改修を行う。
- ・現在設置している太陽光発電設備を増築校舎に移設する。なお、既存の太陽光発電設備は設置から10年以上経過しているため、更新も検討する。

第8章 透視図及びスタディ模型

1.透視図



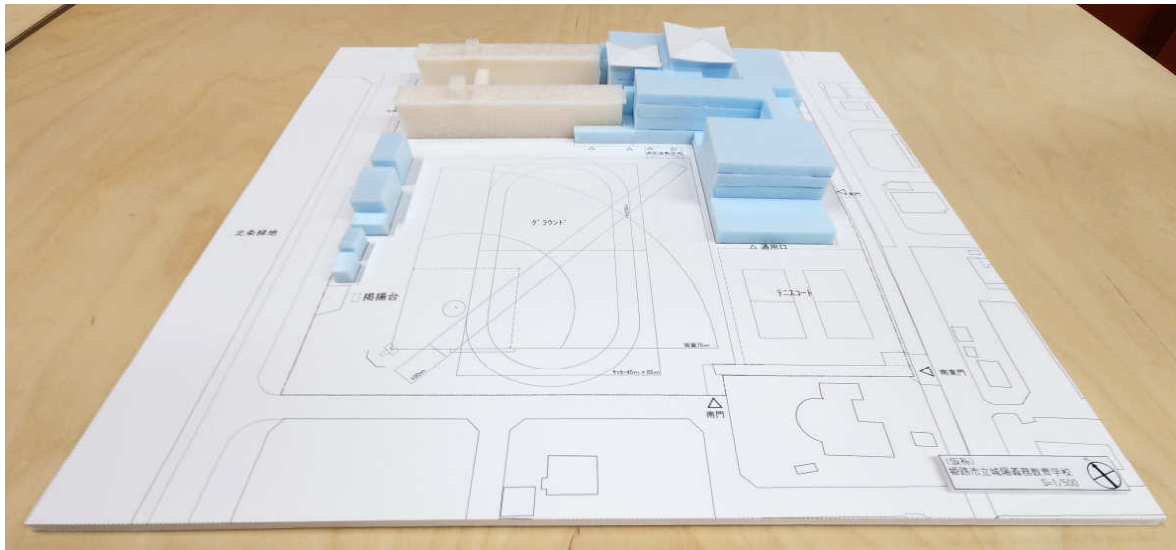
鳥瞰イメージ



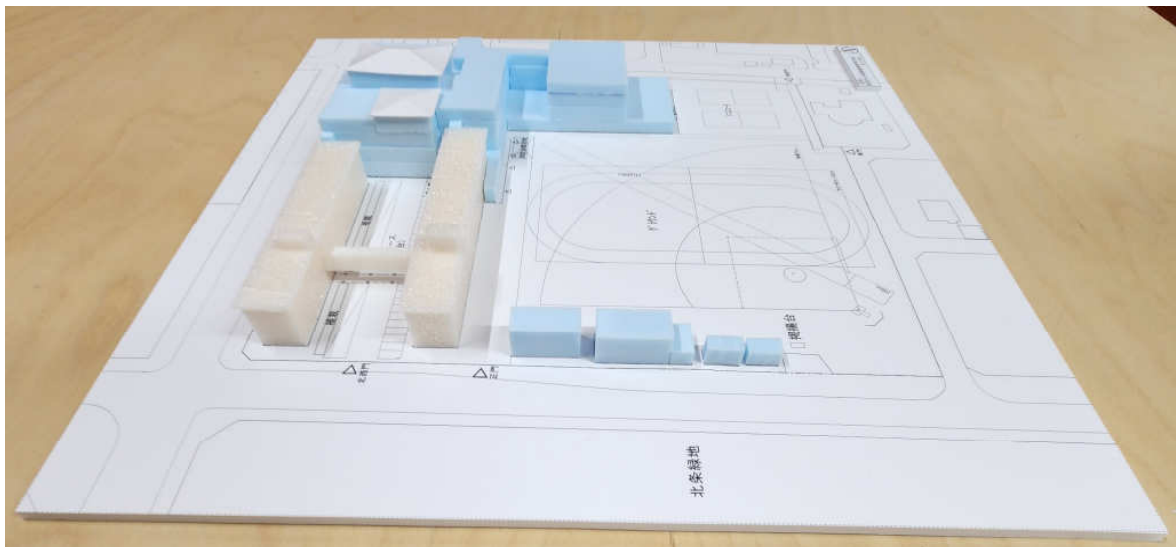
内観イメージ（図書室及び多目的ホールを望む）

2.スタディ模型

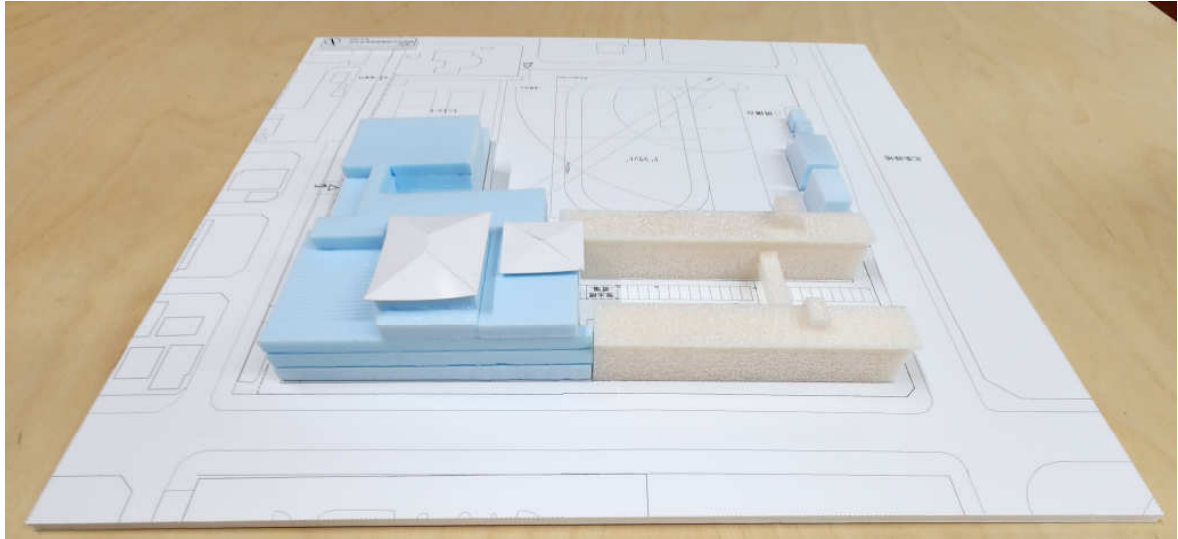
模型写真



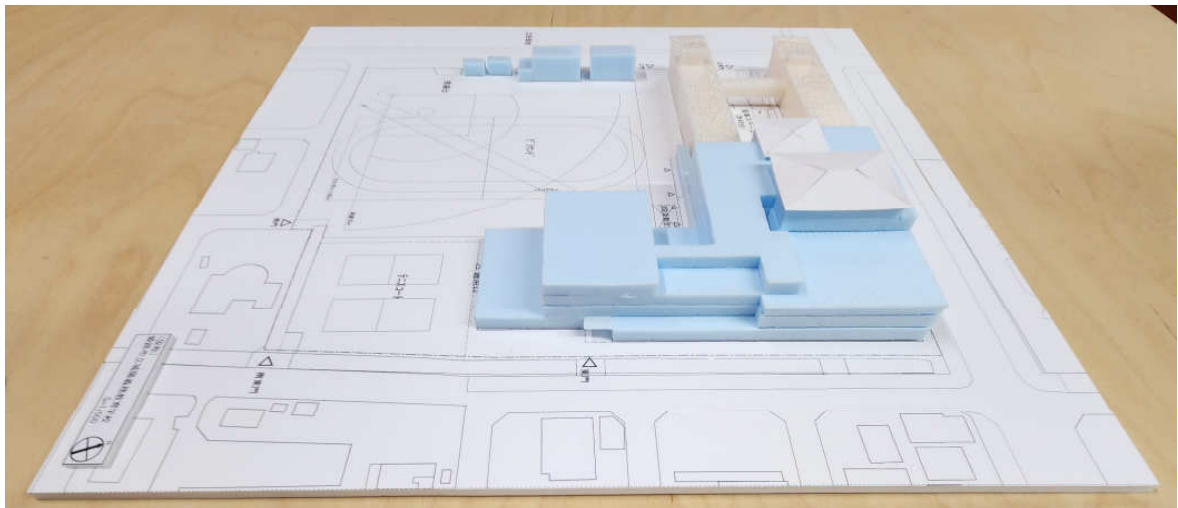
南正面イメージ



西正面イメージ



北正面イメージ



東正面イメージ

第9章 基本設計への整理

1. 法規

基本・実施設計に向け、基本計画案で必要となる関係法規・申請を下記の表にて整理した。このほか、設計時には最新の計画に合わせ、最新の法令・条例に基づき、関係法規・申請を再度確認すること。

令和6年12月現在

申請名称	法令・内容等	担当課・申請先	備考
開発・造成など			
事業計画事前申請書	姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例	まちづくり指導課	開発許可の要不要判定
開発行為許可申請書	都市計画法他	同上	事業計画事前申請書にて許可不要の場合は不要
土地区画整理法76条許可	土地区画整理法他	姫路駅周辺・阿保地区整備課	
建築基準法関係規定			
計画通知(確認申請)	建築基準法	建築指導課 (審査・監察担当)	
特定施設整備(特別特定建築物建築)計画調書	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)、兵庫県条例	同上	計画通知に添付
消防同意	消防法、市火災予防条例	消防局予防課	計画通知に添付
公共下水道処理区域確認申請書		上下水道サービス課(東館2階)	下水道処理区域内の確認印
その他関係法令			
景観計画区域内の行為通知書	景観法	まちづくり指導課 都市景観指導室	
建築物環境性能評価書(CASBEE)	兵庫県環境の保全と創造に関する条例	建築指導課 (防災・耐震担当)	
適合判定通知書(省エネ)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)	同上	
建築物等緑化計画届	都市緑地法、兵庫県環境の保全と創造に関する条例	公園緑地課	
通知書(建設リサイクル法)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	環境政策室	
一定の規模以上の土地の形質の変更	土壌汚染対策法	環境政策室	3000㎡以上の土地の形質変更の場合

その他関係法令（続き）各課協議等			
保健所協議	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	保健所衛生課	学校は8000㎡以上が対象。申請等は不要だが、適宜相談の上設計を進めることが望ましい。
警察協議	なし	姫路警察署 交通第一課 交通規制係	通学ルートの児童・生徒分布等の簡易交通量調査が必要になる場合がある。そちらを以って相談の上設計を進めることが望ましい。 また、道路の切り開き、歩道の拡張等が発生する場合は協議が必要。